

公開（報告事項1）

令和2年5月20日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会



## 報告事項

番号	件 名	主管課	備考
1	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	学校安全・体育課 高校教育課 教育政策課 社会教育・文化財課	公開

## 報告事項

### 「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」について

学校安全・体育課

#### 1 策定の趣旨

学校再開に当たって、学校が取り組む新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や感染者が発生した場合の対応等の基本について方針を示し、各小・中・高等学校がそれぞれの校種や規模、校務分掌、教育課程等に応じた対応計画を、5月6日までに作成するために資する。

新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、活用するものとし、県内外の感染状況や文部科学省等の最新情報を常に確認し、参考にすることとする。

#### 2 策定日

令和2年4月24日

#### 3 構成の概要

##### (1) 当面の感染防止に向けた対応方針

- 基本的な感染防止対策を行う上で、「児童生徒の健康観察」「手洗い・咳エチケット」「教室環境・換気」「校舎の消毒」等の対応
- 教育活動を実施する上で、学習指導、学校行事、学校給食、部活動における留意点

##### (2) 教職員の感染防止に向けた対応方針

- 職員室・事務室・準備室等における対策
- 職場内外での感染防止行動の徹底及び職務の実態（勤務・服務）等に応じた対策

##### (3) 感染者が発生した場合の対応計画（例）

- 児童生徒又は教職員に感染者（濃厚接触者）が発生した場合を想定した校内体制、主な対応計画と初動対応の詳細、連絡体制の整備と確認 など
- 情報整理、接触者リスト、緊急連絡先一覧

※ 卷末：学校再開に向けたチェックリスト

各項目で活用できる参考資料、様式

# 学校における 新型コロナウイルス感染症対応 ガイドライン

令和2年（2020年）4月

山 口 県 教 育 委 員 会

# 学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

## I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

### 1 基本的な感染防止対策の徹底

- (1) 健康観察
- (2) 手洗い・咳エチケット
- (3) 教室環境・換気
- (4) 校舎の消毒等

### 2 教育活動実施上の留意点

- (1) 学習指導上の留意点
- (2) 学校行事等における留意点
- (3) 学校給食における留意点
- (4) 部活動における留意点

## II 教職員の感染防止に向けた対応方針

### 1 職員室・事務室・準備室等における対策

- (1) 職場での感染防止行動
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等
- (3) 妊娠中の女性教職員への配慮

### 2 教職員の移動の際の感染防止対策

- (1) 通勤について
- (2) 出張について
- (3) 私的な移動について

### 3 教職員の勤務・服務

- (1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について
- (2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い

## III 感染者が発生した場合の対応計画（例）

### 1 校内体制の整備（例）

### 2 校内で感染者が発生した場合の対応（例）

- (1) 対策本部や各チームにおける対応（例）

(2) 初動対応の詳細（例）

(3) 校内で感染がまん延した場合の対応

### 3 連絡体制の整備と確認

(1) 関係機関への連絡

(2) 教職員との連絡

(3) 保護者、児童生徒等との連絡

(4) 連携体制の引継ぎ

**別紙1 新型コロナウイルス感染に係る情報整理（月 日 時 分）**

**別紙2 感染者（　　）との接触者リスト（月 日時点）**

**別紙3 緊急連絡先一覧**

### 参考 学校再開に向けたチェックリスト

#### ○ 参考資料

**資料1 新型コロナウイルスに負けない！**

～みんなで心がけよう 感染予防の7か条～（山口県）

**資料2 健康観察カード**

**資料3 新型コロナウイルスに関する相談について（山口県）**

**資料4 基本は手洗い（山口県）**

**資料5 新型コロナウイルス対策（厚生労働省、経済産業省）**

参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

**資料6 給食指導（「食に関する指導の手引」山口県教育委員会）**

**資料7 衛生点検表**

**資料8 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（山口県教育委員会）**

**資料9 教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて（山口県教育委員会）**

**資料10 健康観察に対する協力依頼について【健康日記アプリのインストール】**  
(株式会社ヘルステック研究所の資料を参考に作成)

### ガイドラインの活用に当たって

■ このガイドラインは、学校再開に当たって、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、学校が取り組む対応について示したものである。

■ 文部科学省ウェブページ「新型コロナウイルスに関する対応について」に掲載される最新の情報を常に確認し、参考にする。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

## I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

### 1 基本的な感染防止対策の徹底 資料1

学校再開に向けた感染防止対策や学校保健管理体制の整備に当たっては、校種や学校規模、児童生徒等の現状を踏まえるとともに、必要に応じて学校医や学校薬剤師等に専門的な知見に基づく助言を求め、その充実を図ることが重要である。

また、家庭と連携を図り、児童生徒等の免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動を心掛けることや、不要不急の外出を控えることなどに対して、協力を得ることが大切である。

#### (1) 健康観察

- ・ 児童生徒等の健康観察については、家庭での毎朝の検温に基づいて、風邪症状がないかなど、健康状況を確認する。発熱等の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう家庭と連携して指導する。
- ・ なお、健康観察は、登校及び始業時に行う。その際、発達の段階に応じて「健康観察カード」を活用するなどにより、児童生徒等一人ひとりの健康状況を継続的に把握する。資料2
- ・ 家庭で検温を行っていない児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室等において検温及び風邪症状等の確認を行うなど、適切に指導する。

#### 【家庭との連携】

- ・ ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。）場合、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、特に、基礎疾患等のある児童生徒等は、①②の状態が2日程度続く場合は、医療機関（かかりつけ医、最寄りの保健所等）に電話連絡し、指示に従うよう促す。資料3
- ・ 児童生徒等・教職員及びその家族に、新型コロナウイルス感染症等が疑われる症状が出た場合、県又は下関市が設置した窓口に相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。
- ・ PCR検査の結果も含め、常に児童生徒等の健康に関する情報が学校に入るように、家庭に周知、協力を依頼しておく。

## (2) 手洗い・咳エチケット

- 外から教室等に入る前、トイレの後、給食（昼食）の前後に加え、共用の用具や物品の使用後などには、児童生徒等に対し流水と石けんで手を洗うよう指導を徹底する。**資料4**
- 咳エチケット（①マスクの着用、②ハンカチ等で口・鼻を覆う、③袖口で口・鼻を覆う）を徹底する。
- 集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、可能な限りマスクを着用するよう指導する。

### 【家庭との連携】

- 手作りマスクの作成を家庭に依頼をしたり、発達の段階に応じて作成方法を児童生徒に指導したりして、手作りマスクの普及とマスク着用に努める。
- 文部科学省「子供の学び応援コンテンツリンク集」にある「手作りマスクの作成方法」参照。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

## (3) 教室環境・換気

- 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場をつくらない。
- 教室等において、可能であれば、座席間を1メートル以上離して配置する。
- 机は向かい合わせにせず、黒板方向に向きをそろえるなどの配慮をする。
- 教室等は、1時間に1回（5～10分）程度換気する。その際、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く同時に開けて風通しをよくする。
- 換気の程度は、天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。
- 窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりして、十分な換気に努めるとともに、使用時には人の密度が高くならないよう配慮する。
- 空調や衣服による温度調節を含め、温度、湿度の管理に努める。

## (4) 校舎の消毒等

- 児童生徒等が特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釀液や消毒用エタノール等）を利用して清掃を行う。

## 【次亜塩素酸ナトリウム希釈液の使用及び保管の際の注意事項】 資料 5

- ・ 使用する漂白剤の注意事項をよく読み、使用する際は十分換気をする。
- ・ 使用の際は必ずゴム手袋等を装着し、手指消毒等には絶対に使用しない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用した消毒の後は、水拭きを行う。
- ・ 商品により塩素濃度が異なるので、表示などを確認する。
- ・ ペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度を記入する。
- ・ 保存の際は、直射日光の当たらない場所で保管する。

## 2 教育活動実施上の留意点

### (1) 学習指導上の留意点

#### 【教科共通の留意点】

- ・ 各教科の指導に当たっては、基本的な感染防止対策を講じた上で、実施する。
- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場を徹底的に避ける。
- ・ ペア学習、グループ学習など児童生徒同士で活動する場合、短時間で実施し、グループの人数や座る位置を工夫したり、通常よりも互いに声量を抑えたりする。その際は、マスクを着用することが望ましい。
- ・ 特別教室の使用や少人数指導を行うなど、教室において、児童生徒同士及び児童生徒と教員の間に十分な距離をとる。
- ・ 共用の教材、教具、機器などを適切に消毒するとともに、使用する前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- ・ 感染の可能性が高いと考えられる活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。

#### 【特に配慮を要する教科についての留意点】

##### ◆ 音楽科

- ・ 狹い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動を行う際は、可能な限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。  
など

- ◆ 家庭科
  - ・ 調理などの実習について、衛生管理をより一層徹底する。 など
- ◆ 体育・保健体育科
  - ・ 個人や少人数で密集せず距離を取って行うなどの工夫をする。
  - ・ 可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列したりする場面を避けるなどの工夫をする。
  - ・ なお、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。 など

## (2) 学校行事等における留意点

- ・ それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・ 実施に当たっては、実施内容や方法（例えば半日での開催など）を検討するとともに、必要に応じて行事の中止や延期も検討する。
- ・ 学校開放を伴う行事の実施に当たっては、参加人数を最小限とし、参加者に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。また、可能であれば、アルコール消毒液等の準備をする。

### 【各学校行事における工夫の例】

- ◆ 儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、立志式など）
  - ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
  - ・ 式辞や祝辞などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、文書配布したりする。 など
- ◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）
  - ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。
  - ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す。 など
- ◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）
  - ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する。
  - ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。

- ・ 運動会等について、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底する。 など
- ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事
  - ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、間隔を空けて座れるようにする。 など
- ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃活動など）
  - ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する。
  - ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する。 など

### （3）学校給食における留意点

- ・ 各学校で作成している、給食指導にかかる計画等に基づき、衛生管理等について全教職員が確認の上で、適切に指導する。特に、配食の前に、配膳台や机上等を清潔に保つ。**資料6**
- ・ 配食は、給食当番など特定の者に限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、給食当番等の配食を行う児童生徒等及び教職員の健康管理について、配食前にチェックし、「衛生点検表」（**資料7**）に記録する。発熱、下痢等の症状のある場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・ 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前に、流水と石けんにより手洗いを徹底する。可能であれば、手指の消毒を行う。
- ・ 食事にあたっては、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」など、飛沫を飛ばさないように指導する。
- ・ 食事中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送者職員を含む）、寄宿舎の調理員等は、日常行っている個人別の健康状態の確認について、「検温、咳等」を加えて特に注意し、確認、記録する。
- ・ 調理に関しては、学校給食衛生管理基準に基づいて行う。検収を行う際にも「3つの密」を避けたり、業者から物品の直接の手渡しを控えたりするなどの工夫をする。

- ・ 医療的配慮等が必要な児童生徒等への給食等の提供については、必要に応じて、個々に作成したマニュアルや手順書等に従い、特に衛生面に留意する。

#### (4) 部活動における留意点

- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動へ参加させない。
- ・ 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、「短時間の利用」や「交代での利用」に努める。
- ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（可能であれば消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止に努める。
- ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せのではなく、教職員や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。
- ・ 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定）については、各学校の「部活動の活動方針」を厳守する。その際、感染拡大防止の観点から、より短時間で効果的な活動とする。
- ・ これらの留意点について、学校内での共通理解の下、生徒とその保護者にも説明し、了解を得た上で部活動を実施する。

## II 教職員の感染防止に向けた対応方針

感染拡大を防止するため、教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組む。

### 1 職員室・事務室・準備室等における対策

#### (1) 職場での感染防止行動

感染拡大を防止するため、職場の実態に即して、以下の措置を講じる。

##### ア 挽気の徹底等

- ・ こまめな換気を徹底する。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放する。窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。

##### イ 接触感染の防止

- ・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底する。
- ・ 手指消毒用アルコールが入手可能な場合には、職場に備え付けて使用する。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

##### ウ 飛沫感染の防止

- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により、風通しをよくする等の工夫をする。
- ・ 職場では、人ととの間に十分な距離（1メートル以上）を確保する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。
- ・ 人が集まる形での会議等については、開催の必要性を慎重に検討する。やむを得ず開催する場合は、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重ならない場となることを徹底する。
- ・ 外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用する。
- ・ その他、「3つの密」とならないよう、施設の利用方法について検討する。

##### エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 疲労の蓄積が易感染性につながることから、適切な業務時間管理にも留意する。
- ・ 一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠確保を心掛けるなど健康管理を行う。
- ・ 職場において、毎日、始業時に教職員の健康観察を実施し、状態を把握する。その際には、家庭での検温の状況や風邪症状等を必ず確認する。

### (2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

校長は、関係省庁、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知する。

### (3) 妊娠中の女性教職員への配慮

校長は、妊娠中の女性教職員に対して、厚生労働省がとりまとめた妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参考にして配慮する。

厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10653.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html)

## 2 教職員の移動の際の感染防止対策

当面の間、以下のとおりの対応とする。

### (1) 通勤について ※通知①

- 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
- 電車等を利用する場合には、不必要的会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。
- 出勤・帰宅時の手洗いを徹底し、可能であれば、手指の消毒を行う。
- 感染者が急増している地域からの通勤者については、在宅勤務を検討する。

### (2) 出張について

#### ア 県外への出張 ※通知②

- 県外への出張については、原則として延期又は中止とする。やむを得ず命じる必要がある場合は、校長は事前に教職員課と協議する。
- 県外に出張した教職員については、帰県後、2週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。

#### イ 県内の出張 ※通知①

- 電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等を可能な限り回避する。
- 出張する場合は、「3つの密」の回避や移動手段の検討、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。
- 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
- 電車等を利用する場合には、不必要的会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。

### (3) 私的な移動について

#### ア 県外への移動 ※通知②

- ・ 私的な県外への移動・外出については、各教職員が、その必要性・緊急性等を踏まえて、自ら慎重に判断することが必要であるが、現下の状況に鑑み、県外への不要不急な外出は行わない。県外に行かざるを得ないと考える場合にも、教職員は、校長に事前に申し出ることとし、校長は事情等を確認し、自粛も含め適切な指導を行う。
- ・ 帰県後、2週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。対象者がある場合は、校長は教職員課に報告する。

#### イ 県内の移動 ※通知②

- ・ 県内の外出についても、必要最小限度に留めるように努める。

#### ウ 移動の際の感染防止対策 ※通知②

- ・ 県内外を問わず、「3つの密」の回避や移動手段の検討、手洗いの徹底、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。

## 3 教職員の勤務・服務

当面の間、以下のとおりの対応とする。

### (1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について

- ・ 校長は、教職員が安心して休暇取得や在宅勤務ができる体制を整えておく。
- ・ 風邪症状が見られる教職員は、出勤を控えるとともに、その間の外出を自粛する。
- ・ 風邪症状が見られる教職員が、医療機関を受診するなど、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は控える。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」に該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従う。教職員はその結果を校長に報告する。資料3

### (2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

- ・ 教職員がPCR検査を受けることとなった場合には、直ちに校長に報告する。
- ・ 校長は、教職員がPCR検査を受けることとなった時点で、教職員の時系列での行動記録の整理を行う。

注：通知①「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」

（令和2年4月9日付け令2教職第44号）

通知②「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応の徹底について」

（令和2年4月15日付け令2教職第59号）

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い

ア 取得できる休暇

態 樣	取得できる休暇	備考
職員に新型コロナウイルスへの感染(疑似症も含む)が確認された場合	病気休暇	
職員が検疫法に基づく「停留措置」を受けた場合	特別休暇 (出勤困難)	資料8 参照
職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
感染症法に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
学校等の臨時休業による子等の世話のために出勤できない場合等		

資料8 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」

(令和2年4月3日付け令2教職第24号)

イ 在宅勤務の対象

公私を問わず県外に外出した教職員については、外出日の翌日から起算して2週間
同居の親族等に県外からの帰省者がいる教職員については、帰省日の翌日から起算して2週間
出勤しないことがやむを得ないと校長が認めた教職員
例：重症化リスクが高い（基礎疾患がある、妊娠中等）、感染疑いの者と同一空間に一定時間以上いた、特定警戒都道府県から通勤している、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった等
臨時休業が行われている学校で校長が指定した教職員

資料9 「教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて」

(令和2年4月16日付け令2教職第62号) 参照

### III 感染者が発生した場合の対応計画（例）

各学校は、以下の1～3に示す対応例等を参考にしながら、学校の実情に応じて校内体制を整備し、感染者発生時の対応計画を作成する。

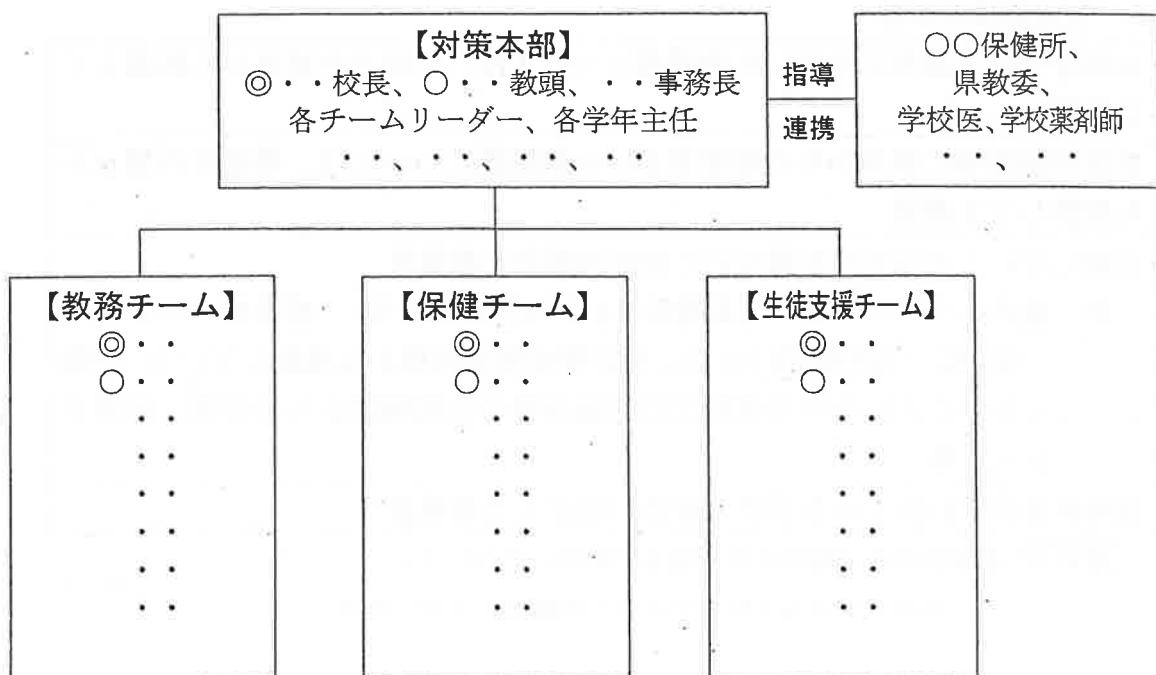
#### 1 校内体制の整備（例）

- 教職員又は生徒に感染者が発生する場合を想定し、当面の間、対策本部を始め、教務チーム、保健チーム及び生徒支援チームを設置する。対策本部やそれぞれのチームが担う主な役割は、次の表のとおりとする。

対応チーム	主な役割
対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
教務チーム	学校行事の調整、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
保健チーム	感染防止対策の指導、生徒の健康状況の集約
生徒支援チーム	生徒の健康状況・学習状況の確認、心のケア

- 組織図は次の図のとおりとする（◎リーダー、○副）。対策本部は、保健所の指導の下、県教育委員会や学校医、医療機関等と連携し対応を決定する。

なお、教職員が感染者又は濃厚接触者となる場合も考えられるため、当初の予定からのメンバー変更や、少ない人数による業務運営などを想定しておく必要がある。



2 校内で感染者が発生した場合の対応（例）  
 (1) 対策本部や各チームにおける対応（例）

	対策本部	教務チーム	保健チーム	生徒支援チーム
担当者 ①リーダー ②副	◎・・・校長 ○・・・教頭（情報発信）、事務長 各チームリーダー、各学年主任、・・・・・・	◎・・・（教務主任） ○・・・（養護教諭） ・・・・・・	◎・・・（保健主任） ○・・・（養護教諭） ・・・・・・	◎・・・（生徒指導主任） ○・・・（1年）、（2年）、（3年）、（教育相談） ・・・・・・
学校再開時	<ul style="list-style-type: none"> <li>□「学校再開に向けたチェックリスト」<b>参考</b>により学校の対応を確認</li> <li>□感染防止対策の徹底</li> <li>□感染者発生時の対応の徹底</li> <li>□生徒・教職員の健康状況の確認</li> <li>□県内等の感染状況の確認</li> <li>□教職員又は生徒のPCR検査受検等の情報を把握</li> <li>→受検報告があつた時点で感染者発生時の対応準備を加速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□学習環境の確認</li> <li>□教育活動実施上の留意点の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□感染防止対策の徹底</li> <li>□生徒の健康状況の集約</li> <li>□体調不良時の対応の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□日々の健康観察（健康カード等）</li> <li>□体調不良時の対応の徹底</li> <li>□緊急時の連絡方法の再確認（緊急メール、学校ウェブページの周知徹底）</li> <li>□スクールカウンセラーとの連携</li> <li>□健康観察アプリの活用等を検討</li> </ul>
発生時・発生早期（初動対応）	<b>新型コロナウィルス感染者（教職員又は生徒）の発生</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□感染者との接触者（教職員・生徒等）のリスト作成</li> <li>□臨時休業中の学習課題を整理</li> <li>□学校給食の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□感染者との接触者（生徒等）リスト作成</li> <li>□臨時休業に係る事前指導（健康観察・学習課題等の連絡）</li> </ul>
臨時休業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>□教職員又は生徒の感染情報を把握</li> <li>□県教委学校安全・体育課への速報（電話による）</li> <li>□対策本部招集、全教職員への連絡</li> <li>□保健所との対応窓口の決定</li> <li>□保健所の指導の下、対応を検討</li> <li>□感染者に係る詳細な情報収集</li> <li>□教職員勤務体制の整備（教職員に濃厚接触者等がいることを想定）</li> <li>□PTA会長、学校運営協議会会长等への連絡</li> <li>□保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール等により保護者への連絡（自宅待機の指示等）</li> <li>□感染者及びその家庭への支援</li> <li>□報道対応</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□生徒の健康状況の集約</li> <li>□臨時休業中の保健指導</li> <li>□感染者及びその家庭への支援</li> <li>□学習課題の検討</li> <li>□スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□日々の健康状況の確認（健康観察アプリ等の活用）</li> <li>□家庭訪問・電話連絡等による支援</li> <li>□学習課題の検討</li> <li>□スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>
学校再開に向けた対応協議			<ul style="list-style-type: none"> <li>□学校行事等の日程調整</li> <li>□継続的に学習課題を調整</li> <li>□生徒の学習支援方法等の検討</li> <li>→緊急メール、学校ウェブページ等による情報発信</li> <li>□消毒作業に係る県教委との調整</li> <li>□感染者及びその家庭への支援</li> <li>□教職員勤務体制の調整（在宅勤務等）</li> <li>□臨時休業中に新たに感染者が発生した場合の対応確認 (臨時休業が2週間以上になる場合)</li> <li>□登校日の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□生徒の健康状況の確認（健康観察アプリ等の活用）</li> <li>□家庭訪問・電話連絡等による支援</li> <li>□学習課題の検討</li> <li>□スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>

## (2) 初動対応の詳細（例）

- 教職員又は生徒の感染情報を把握

### 【教職員の場合】

- ・ 校長が、当該教職員又は家族等からの第1報を受け、感染情報を把握する。

### 【生徒の場合】

- ・ 担任等教職員が、当該生徒の保護者等からの第1報を受ける。
- ・ 連絡を受けた教職員が速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。

※ 第1報を受けた際、**別紙1** を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

- 県教委学校安全・体育課への速報

- ・ 校長が、電話により県教委学校安全・体育課（083-933-4670）に速報を入れる。
- ・ 休日や夜間の場合は、校長が、県教委緊急連絡先に電話する。

- 対策本部招集、全教職員への連絡

- ・ 校長が、対策本部を招集する。各チームリーダーを通じて全教職員が感染情報を共有する。

- 保健所との対応窓口の決定

- ・ 対策本部において、保健所との窓口を事務長に決定する。

- 保健所の指導の下、対応を検討

- ・ 事務長が保健所からの連絡を受け、対策本部で連絡内容を共有する。
- ・ 対策本部は県教委等と連携して、対応を検討する。

- 感染者に係る詳細な情報収集 → □ 感染者との接触者のリスト作成

### 【教職員の場合】

- ・ 事務長及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員の時系列での行動記録を整理する。

〔校務分掌（教科、HR、部活動、分掌等）、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、部活動の状況（所属生徒数、活動状況、生徒との接触状況）、校外活動状況 等〕

- ・ 事務長及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員との接触者のリストを作成する。**別紙2**

### 【生徒の場合】

- ・ 生徒支援チームが、生徒のプライバシーに配慮し、学校が把握している範囲で当該生徒の時系列での行動記録を整理する。

〔 H R 、部活動、通学手段、直近 2 週間の学校のスケジュール、出席状況、  
部活動の状況（所属生徒数、活動状況、他生徒や部顧問との接触状況） 等 〕

- ・ 生徒支援チームが、可能な範囲で当該生徒との接触者のリスト別紙 2 を作成する。
- 感染者との接触者のリストを県教委と保健所に提供
  - ・ 事務長が、感染者との接触者の行動記録やリストを県教委と保健所に提供する。
- 教職員の勤務体制の整備
  - ・ 校長が中心となって対策本部において、濃厚接触者等を把握した上で、各チームの編成について調整する。
- P T A 会長、学校運営協議会会长等への連絡
  - ・ 校長が、 P T A 会長、学校運営協議会会长等に電話で、感染者発生の情報を伝える。個人情報に留意する。
- 学校医への連絡
  - ・ 保健主任が、学校医に電話で、感染者発生の情報を伝える。
- 保護者宛て連絡内容の検討 → 緊急メール等により保護者への連絡
  - ・ 教頭が、保護者宛て連絡内容を整理し、緊急メール等を活用して、生徒の自宅待機等について連絡する。
- 臨時休業中の学習課題の整理
  - ・ 教務チーム各学年担当が、各教科の学習課題等を取りまとめる。
- 臨時休業に係る事前指導
  - ・ 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の学習課題や健康観察について、生徒に連絡する。
- 感染者及びその家庭への支援
  - ・ 校長を始め、対策本部（教職員の場合）又は保健チーム（生徒の場合）が、状況に応じて、感染者の家庭と連絡を取り支援に努める。
- 報道対応
  - ・ 窓口を校長に一本化する。
  - ・ 校長は、報道対応に向けて、県教委と連携を図りながら情報を収集・整理する。
- 学校給食の調整
  - ・ 保健チーム学校給食担当者等が、臨時休業の状況を踏まえて、学校給食のキャンセル等について調整する。

### (3) 校内で感染がまん延した場合の対応

- 当該学校での対応が困難な場合は、校長の要請に基づき、県教育委員会が学校と連携して必要な対応を行う。

## 3 連絡体制の整備と確認

### (1) 関係機関への連絡

- 最寄りの保健所、教育委員会、学校医、学校運営協議会、PTA、地域協育ネットの関係各学校・園、スクールカウンセラーなど、緊急連絡先一覧  
**(別紙3)**を作成し、教職員間で共有する。

### (2) 教職員との連絡

- 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- 校長は、教職員が感染者となった場合の緊急連絡先（本人以外）を可能な範囲で把握しておく。

### (3) 保護者、児童生徒等との連絡

- 保護者への連絡体制（メール配信、電話による連絡など）を確認する。また、学校ウェブページを活用した情報提供方法を検討する。
- 臨時休業中に、関係する児童生徒等や教職員の健康状況を保健所と情報共有する場合が想定される。その際には、円滑な情報提供のために、児童生徒数の多い学校においても全員の健康状況を一元把握管理することができる、厚生労働省が紹介する健康観察アプリ「健康日記」**(資料10)**等の活用を検討する。

### (4) 連携体制の引継ぎ

- 校内で感染がまん延した場合に備えて、上記の連絡体制を県教育委員会に引き継げるよう準備しておく。

別紙1

No. ( )

新型コロナウイルス感染に係る情報整理 (月 日 時 分)

項目	内 容
氏名 (年齢)	(生徒の場合 : 科 年 組 番)  ( )  電話番号 :
感染発覚の経緯	
家族構成	
最近の行動記録	<ul style="list-style-type: none"><li>■学校内の状況<ul style="list-style-type: none"><li>○出勤・出席状況、主な活動等</li><li>○部活動 ( 部)</li></ul></li><li>■学校外の状況</li></ul>
その他	

No. ( )

## 感染者( )との接触者リスト(月 日時点)

月日	接触者グループ等 HR、部活動等を記入	内容 活動内容等を具体的に記入	備考

## 別紙3

## 緊急連絡先一覧

関係機関等	担当者等	電話番号
○○健康福祉センター		
県教育委員会	学校安全・体育課	083-933-4670
	高校教育課	083-933-4620
	特別支援教育推進室	083-933-4615
	教職員課	083-933-4540
(学校医)		
(学校薬剤師)		
(P T A会長)		
(学校運営協議会会长)		
(S C)		

## 学校再開に向けたチェックリスト

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の健康観察を行う準備がで  
きていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を  
良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発  
声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の  
際にマスクの使用等を行うことを教職員間で確認しましたか？
- 関係機関、教職員、保護者・児童生徒等の連絡体制を確認しましたか？
- 学習活動の実施に当たり、実施上の留意点等について教職員間で確認しましたか？
- 学校行事の実施に当たり、実施内容や方法等を工夫しましたか？
- 学校給食の実施に当たり、感染防止のための工夫を行いましたか？
- 部活動の実施に当たり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を  
行いましたか？
- 教職員の移動や勤務・服務等について、教職員間で共通理解を図りましたか？
- 感染者発生時の対応計画を作成し、教職員間で共通理解を図りましたか？





## 參 考 資 料

# 新型コロナウイルスに負けない!<sup>ま</sup> ～みんなで心がけよう 感染予防の7か条～<sup>じょう</sup>



## みんなの食べ物はひとりずつに分けよう

大きなお皿にたくさんのお菓子などを入れて、みんなで取るのはやめましょう。  
自分のものを吃るのは自分だけ。友達と交換したりするのもやめましょう。



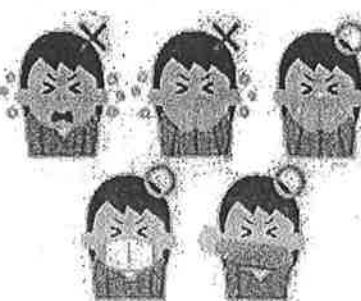
## 流れる水と石けんで、しっかり手洗い

指先・指と指の間・手首まで丁寧に。水で洗えないときは、アルコール手指消毒も効果があります。外から戻った時、食べる前、咳・くしゃみ・鼻をかんだ後など、こまめに洗いましょう。



## 出る咳・くしゃみのしぶきを飛ばさない

咳やくしゃみが出るときは、マスクを着けましょう。  
マスクを着けていないときは、ハンカチやティッシュ等で口と鼻を覆い、ひとからは顔をそむけましょう。



## 体温測定を1日2回して記録

体温を記録し、その変化に注意しましょう。体調管理上、目安になります。



## いつもと違う体調なら、お休みしましょう

熱がある、咳や鼻水が出るなど、体調が良くない時にはお休みしましょう。



## 触るところはこまめに消毒

次亜塩素酸ナトリウム (0.1%) や消毒用アルコール (70%) による拭き取りが効果的です。  
(ドアノブ・テーブル・スイッチ・トイレ・遊具・本など。)



## 空気の入れ替え、1時間ごとに

1~2時間に1回、5~10分を目安に新鮮な空気を入れましょう。



- ☆ 毎朝、朝食前に体温測定をして、下記の症状がないかチェックしてください。(記入は保護者の方でお願いします)
  - ☆ このカードは、毎朝、担任に提出してください。
  - ☆ 発熱や体調不良がある場合は登校を控えてください。

# 新型コロナウイルスに関する相談について

## 相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、県民の方の不安を解消するため、電話相談窓口を設置しています。

保健所	岩国健康福祉センター	0827-29-1523
	柳井健康福祉センター	0820-22-3631
	周南健康福祉センター	0834-33-6423
	山口健康福祉センター	083-934-2533
	山口健康福祉センター防府支所	0835-22-3740
	宇部健康福祉センター	0836-31-3203
	長門健康福祉センター	0837-22-2811
	萩健康福祉センター	0838-25-2667
	下関市立下関保健所	※ 083-250-7778
県健康増進課		※ 083-933-3502



【受付時間】 9:00～17:00 (多言語対応可能)

※土日・祝日は、県健康増進課、下関市民の方は、下関市立下関保健所で対応します。

## 帰国者・接触者の方からの電話相談について(帰国者・接触者相談センター)

新型コロナウイルス感染症が疑われて、症状がある場合は、受診する前に必ず、上記、最寄りの保健所に電話してください。

緊急を要する場合は、受付時間外でも、ご相談に応じます。また、必要に応じて、医療機関を紹介いたします。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)



- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※高齢者・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、この状態が2日程度続く場合にはご相談ください。

※妊婦の方については、念のため、早めにご相談ください。

### <相談・受診の前に心がけていただきたいこと>

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

新型コロナウイルス感染症についての最新情報は、厚生労働省HPをご覧ください。

新型コロナ 厚生労働省

山 口 県



アルコール消毒薬が不足しています

# 基本は手洗い。

流水と石けんで手洗いをしましよう。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触ることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

帰宅時、調理の前後、食事の前、  
咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、トイレの後…

→ 正しい手洗い 30秒間！！



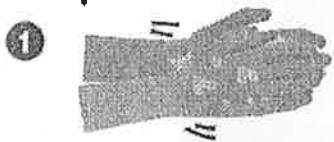
流水と石けんで手指を洗うと「手洗いなし」と比較して、ウイルスの感染力や遺伝子量を 100 分の 1 未満に抑えられることが分かっています。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

『出典：首相官邸 HP より』



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れないで洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、  
清潔なタオルやペーパータオルで  
よく拭き取って乾かします。

手洗いが不十分になりやすいところ…

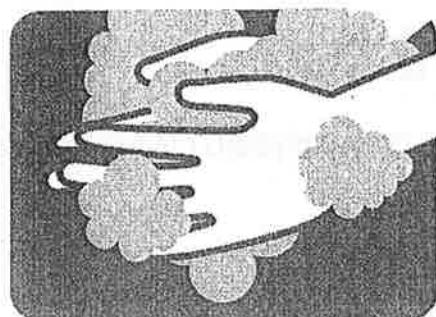


■ 洗い残しが多いところ  
■ やや洗い残しが多いところ

山口県

# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行なうことで、  
十分にウイルスを除去できます。  
さらにアルコール消毒液を  
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.001% (数十個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他: 感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、  
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



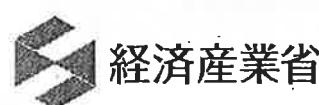
食器や箸などは、80°Cの熱水に  
10分間さらすと消毒ができます。  
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、  
拭くと消毒ができます。  
ハイター、ブリーチなど。  
裏面に作り方を表示しています。

[注意]

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。



参考

## 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

[注意]

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

## 【給食指導】

衛生的に調理された給食が教室で汚染されないように、児童生徒全員がしっかりと手洗いを行うとともに、給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員について、毎日、給食準備前に下痢、発熱、腹痛等の有無、その他の健康状態及び衛生的な服装を確認することが必要です。

### ★健康状態の把握★「学校給食衛生管理基準より」

学級担任等は給食を介した感染症や食中毒予防のために、給食当番の児童生徒について、下記の事項を調べて、記録してください。

#### 年 組 衛生点検表

点検項目	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )
①下痢をしている者はいないか。					
②発熱・腹痛・嘔吐している者はいないか。					
③手指にけがをしていないか。					
④衛生的な服装をしているか。					
⑤手洗いは完全か（手指は確実に洗浄したか。）。					

※ チェックリスト①、②、③に該当する児童生徒には、給食当番の仕事をさせない。



感染症の対策には、細心の注意をお願いします。

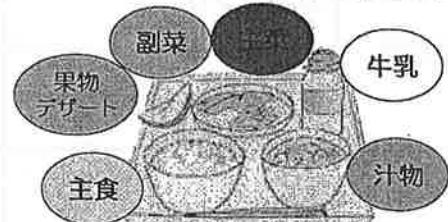
#### ① 準 備



#### ② 配 膳



食器や食缶等は直接床に置かないようにしよう。



主食・主菜・副菜など正しく並べる。

#### ③ 片付け

きれいな後片付けをして感謝の気持ちを表そう。



食べ残しは、給食のきまりを守って食缶等に戻す。

食器の中に、食べ物の残りが付いていないか確認する。



毎日清潔に使えるようにきれいに拭こう。

こぼした物を拭き取り、配膳台をきれいにする。

## 衛生点検表

給食当番（教職員を含む） 健康状態の把握（学校給食衛生管理の基準より）

学級担任等は、給食を介した感染症や食中毒の予防のために、給食当番の児童生徒等について、次の項目を調べて、記録してください。

令和 年 月 年 組 衛生点検表

点検項目	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
①下痢をしている者はいないか。														
②発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。														
③手指にけがをしていないか。														
④衛生的な服装をしているか。														
⑤手洗いは完全か。														

点検項目	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
①下痢をしている者はいないか。														
②発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。														
③手指にけがをしていないか。														
④衛生的な服装をしているか。														
⑤手洗いは完全か。														

※ 注意事項：発熱、下痢等の症状のある児童生徒がいたら、給食当番は交代してください。

令 2 教 職 第 2 4 号  
令和 2 年(2020 年)4 月 3 日

各 県 立 学 校 長 様  
下関商業高等学校長

山口県教育庁教職員課長

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが 著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり人事委員会から通知（令和2年3月31日付け平31人委第333号）がありました。

ついては、当面、特別休暇（災害時出勤困難）の取扱いを下記のとおりとしますので、教職員への周知等をお願いします。また、会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

なお、令和2年3月3日付け平31教職第811号及び令和2年3月6日付け平31教職第822号は廃止します。

#### 記

次の1から4の場合に該当するときは、特別休暇（災害時出勤困難）の対象とする。

- 1 検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族（※1）が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 職員又はその親族（※1）に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（※2）により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

※1 「その親族」の範囲については特に制限はないが、所属長が休暇を承認する際は、職員から取得理由を詳細に聴き、承認してよいか個別具体的に判断すること

※2 「その他の事情」とは、保育園や幼稚園の臨時休園などを想定

令 2 教 職 第 6 2 号  
令和 2 年(2020 年)4 月 16 日

各県立学校長 様

教職員課長

### 教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一時的に在宅勤務を行う場合の取扱いに関し、下記のとおり必要な事項を定める。

記

#### 1 在宅勤務の対象

##### (1) 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業が行われている場合

当面、1 日当たりの出勤者数が 5 割程度となるように、校長が指定した教職員とする。

- ・ 在宅勤務は、原則として 1 人当たり週 3 日を上限とする。
- ・ 出勤しないことがやむを得ないと校長が認める教職員（対象者 1）及び令和 2 年 4 月 3 日付け令 2 教職第 24 号により特別休暇の対象となる教職員（対象者 2）については、週 3 日の上限を超えて在宅勤務を認めることができる。
- ・ 会計年度任用職員については、原則として、割り振られた勤務時間の 5 割程度を上限として在宅勤務を認めることができる。

##### ○ 出勤しないことがやむを得ないと校長が認める教職員（対象者 1）

例 重症化リスクが高い者（基礎疾患がある者、妊娠中の者等）、感染疑いの者と同一空間に一定時間以上いた者、緊急事態宣言の対象区域から出勤する者、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった者等

##### ○ 特別休暇の対象となる教職員（対象者 2）

- ・ 感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づき、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと等の協力を求められた者
- ・ 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる者
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる者

##### (2) 臨時休業が行われていない場合

(1) の対象者 1 又は対象者 2 のうちの希望者とする。ただし、会計年度任用職員を除く。

#### 2 実施期間

令和 2 年 4 月 16 日から当面の間とする。

### 3 実施方法

#### (1) 勤務地

原則として、在宅勤務を行う教職員（以下「実施職員」という。）の自宅とする。

#### (2) 勤務時間

原則として、所属校の勤務時間による。

### 4 事前手続等

#### 【1 (1) の場合】

(1) 1日当たりの出勤者数が5割程度となるように、校長が実施職員を指定する。

(2) 実施職員の服務については出張とし、自宅への旅行命令を行う。

（通信費を含む旅費が発生しない場合は、口頭の旅行命令で可）

#### 【1 (2) の場合】

(1) 実施職員は、在宅勤務申請書（別記様式1）に必要事項を記載し、校長に提出する。

(2) 校長は、校務運営上支障がない場合には在宅勤務を承認する。

(3) 実施職員の服務については出張とし、自宅への旅行命令を行う。

（通信費を含む旅費が発生しない場合は、口頭の旅行命令で可）

### 5 実施について

#### (1) 在宅勤務の開始・終了報告

実施職員は、実施日において、勤務開始時に始業の報告、勤務終了時に当日の業務遂行状況の報告を、管理職に電話又は電子メールにより行うものとする。

#### (2) 業務遂行状況等の報告

実施職員は、少なくとも週1回以上、業務の遂行状況を在宅勤務業務報告書（別記様式2）により校長に報告を行うものとする。

なお、校長は、必要がある都度、実施職員に業務の遂行状況を確認することができる。

(3) 校長は、在宅勤務者報告書（別記様式3）に必要事項を記載し、月ごとに教職員課に提出する。

### 6 その他

#### (1) 職務専念義務

実施職員は、実施日の勤務時間内においては、職務に専念するものとする。

#### (2) 個人情報の取扱いについて

個人情報を含む電子媒体（USBメモリー等）、情報機器（パソコン等）及び文書については、原則として学校外に持ち出さないこと。業務上やむを得ず持ち出す場合は、各学校の規程に則り管理責任者の許可を得た上で、個人情報の厳正な管理を行うこと。また、令和2年3月13日付け平31教職第848号に留意すること。

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するなどこのため、健康観察を行つたうえで、御協力としましたので、御協力のほどお願いします。つきましては、厚生労働省の対策推進本部から紹介のありました健康観察アプリを御案内しますので、御活用ください。

「健康日記」アプリの利用は無料です。  
お使いのデバイスに合わせて以下のQRコード、  
またはアーリストアで「健康日記」と検索してインストールしてください。

「健康日記」アプリの利用は無料です。

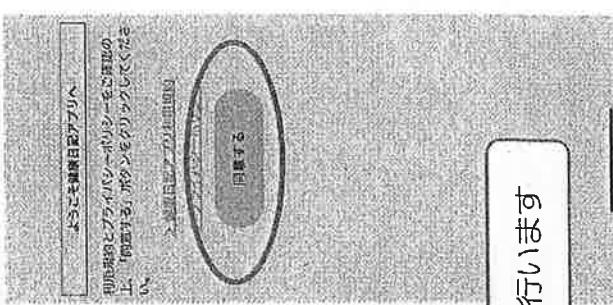
A vertical rectangular box containing the text "Get it on" above "Google play". Below the text is a triangular download icon.



このアプリを御案内しますので、御活用ください。

HPにて利用方法の動画もご紹介しています。  
<https://htech-lab.co.jp/covid19/>

まずは、お持ちのスマートフォンにアプリをインストールします。

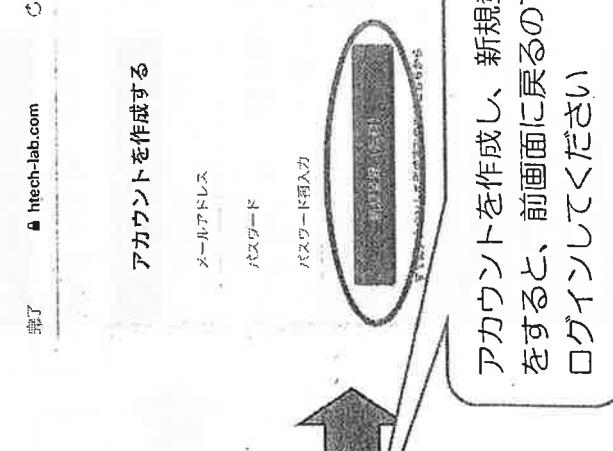


アプリを立ち上げます（少し時間がかかることもあります）



HPにて利用方法の動画もご紹介しています。  
<https://htech-lab.co.jp/covid19/>

まずは、お持ちのスマートフォンにアプリをインストールします。



アカウントを作成し、新規登録をすると、前画面に戻るので、ログインしてください

新規登録を行います

ここに、記号の後  
学年、組、番号を  
入力してください

入力してください	【例】
※全日制の場合	1年2組34番
Z010234(半角)	Z010234(半角)
※定時制の場合	2年12番

学校指定のメールアドレス)を入力

The diagram consists of two overlapping circles. The larger circle is labeled '健康forall' (Healthcare for All) at the top and '特設ページ' (Special Page) at the bottom. The smaller circle is labeled 'データー室' (Data Room) on its left side. A horizontal line connects the two circles. A vertical line extends from the center of the circles downwards, ending with a bracket that spans both circles. To the right of the circles, there is a legend with four items: 'データー室' (Data Room), '体力' (Physical Strength), '体力' (Physical Strength), and '日付' (Date).

クリックすると  
入力画面へ

自分のニック  
ネームが表示  
されているこ  
とを確認

メール送信画面へ移動

健闘フォローアップ特設ページ

最下部へ移動  
しながら  
入力・選択

そのまま送信してください

自分のニック  
ネームが表示  
されているこ  
とを確認

健診フォローアップ特設ページ	<input type="checkbox"/>
データ入力画面	<input type="checkbox"/>
日付	2020/04/16
	36 0 0

入力・選択  
しながら  
最下部へ移動

そのまま送信してください

自分のニック  
ネームが表示  
されているこ  
とを確認

(県教育委員会における担当課)

山口県教育庁 教職員課

TEL : 083-933-4555 FAX : 083-933-4559

山口県教育庁 義務教育課

TEL : 083-933-4590 FAX : 083-933-4609

山口県教育庁 高校教育課

TEL : 083-933-4620 FAX : 083-933-4619

山口県教育庁 特別支援教育推進室

TEL : 083-933-4615 FAX : 083-933-4619

山口県教育庁 学校安全・体育課

TEL : 083-933-4670 FAX : 083-922-8737

# 新型コロナウイルス感染症対策に対応した学校の臨時休業に係る学習保障について【概要版】

## 1 学校を再開するにあたって

学校を再開するにあたっては、次の（1）～（3）を原則として、学校と県教育委員会とで相談しながら、対応を決定する。

- (1) 地域における感染拡大が低い水準にとどまっている場合は学校を再開し、通常の授業を実施する。
- (2) 新たな経路不明の感染者が発生するなど、地域で感染拡大が懸念される場合で、
  - ア 学校の教職員・生徒が感染した場合は、当該学校の臨時休業を行う。
  - イ 学校以外で感染があった場合は、分散登校等を実施しながら学校を再開する。
- (3) 地域において感染が拡大している場合や学校再開後に再び感染が拡大している場合には、臨時休業を行う。

※ 臨時休業の際は、家庭学習を中心とした学習保障を行うこととする。

なお、学校再開時には、各校で作成した「学校における新型コロナウイルス感染症対応計画」に基づき、感染防止対策の徹底を図る。

## 2 学校再開にあたっての学習保障に関する基本的な考え方

### (1) 臨時休業に伴う学習の遅れの回復について

学校の再開にあたっては、臨時休業期間中の課題等による学習の定着状況を確認しながら、次のような措置を実施する。

- ア 年間指導計画の見直し
- イ 必要に応じた補充授業、個別の補習を実施
- ウ 臨時休業に伴う学習の遅れの回復に必要な授業時間の確保
  - ・長期休業期間の短縮や土曜日の授業の実施
  - ・通常の授業日における授業時間の確保
- エ 民間の学習支援サービスの活用

### (2) 生徒の安心・安全に配慮した学習指導の工夫

学校再開にあたっては、感染防止対策を講じた上での一斉登校、一斉授業を基本とする。

なお、地域で感染拡大が懸念される場合などは、次のような登校・授業の工夫を行う。

- ア 3つの密を避けた学習指導の工夫
  - (ア) 3つの密を避けた登校の工夫
    - ①時差登校（登校時間帯を分散させ、全校で授業を実施）
    - ②分散登校（学年・学科・学級単位等で授業日と家庭学習日を分けて設定）
    - ③早急に指導を必要とする学年（3学年等）の優先登校
  - (イ) 3つの密を避けた授業の工夫
    - ①身体的距離の確保（生徒の席の間を、おおむね1m空ける）
    - ②各教科等の指導について
      - ・生徒同士の接触や密集が避けられない学習活動や学校行事は、指導順序を変更
      - ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、自立活動の指導等は実施方法を工夫
      - ・実習等の指導の際には、教具等の消毒、手洗い・除菌行為を徹底
- イ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導
  - 生徒が感染症のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を身に付けさせることが必要
- ウ 安心・安全のためのアイデアの共有
  - 感染症対策のアイデアを各学校が共有し、効果的に活用していくことが必要
  - （例）教員からの飛沫を防ぐためのシールド台及びシールドを補完するフェイスシールド

### (3) 生徒の出欠の扱い等について

- ア 学校再開後において、学校の全部を臨時休業とした場合は「授業日」に含まれない。
- イ 学校再開後において、学年の全部を休業とした場合は「授業日」に含まれず、学年の一部を休業した場合は、「授業日」に含まれ、家庭学習とした生徒は「出席停止」として扱う。
- ウ 学校再開後において、やむを得ず学校に登校できない生徒は「出席停止」として扱う。

### (4) 臨時休業中に課した家庭学習等の学習評価への反映について

教員が学習状況を確認することで学校における学習評価に反映することが可能。また、学校が課した家庭学習の状況が一定の要件を満たす場合は、学校再開後に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないうことが可能

## 3 臨時休業中及び学校再開時に時差登校や分散登校を行う場合の実施例

臨時休業中及び学校再開時に、次のような時差登校や分散登校を行う場合の具体的な実施方法を例示

### (1) 時差登校により授業を実施する場合

- ア 学年ごとで登下校時間帯を分散させ、終日授業を実施する場合
- イ 授業の時間帯によって登校の対象とする学年を順次変えて実施する場合
- ウ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える場合

### (2) 分散登校により授業を実施する場合

- ア 学年別で授業日を設定する場合
- イ 時差登校による授業日と家庭学習日を設定する場合

## 4 家庭学習を実施する場合の学習保障

### (1) 分散登校等を行うことで、家庭学習日を設定する場合の学習保障

- ア 分散登校等を行うことで家庭学習日を設定する場合は、家庭学習日に行う学習内容と登校した際に行う学習活動を適切に配当する。
- イ 家庭学習日においては、家庭学習計画表を生徒に示し、教科書に基づいて学校が作成した課題や授業動画、既存の学習コンテンツ等を活用して計画的に学習させる。

### (2) 感染症の拡大があり、学校の臨時休業が続く場合の学習指導について

家庭学習計画表を生徒に示し、計画的に学習させるとともに、課題やレポートの指示・配布や学習状況を確認するために定期的に登校日を設ける。

### (3) I C T を活用した学習指導について

- ア 家庭学習における I C T の活用方法（例）
  - （ア）オンラインによるホームルームの実施
  - （イ）クラウド上で課題の受け渡しや授業動画の配信を実施
  - （ウ）既存の学習コンテンツの活用
  - （エ）民間のオンラインによる学習支援サービスの活用
- イ I C T を活用する際の留意点
  - （ア）校内のチェック体制の構築
  - （イ）オンラインで教材等の著作物を送信する際の著作権について

## 《参考資料》

### 1 学習保障に向けたコンテンツの紹介

- (1) 小中学校（中等教育学校前期課程を含む）
- (2) 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）
- (3) 特別支援学校

### 2 安心・安全のためのアイデアについて

- 飛沫感染防止シールド台 等

新型コロナウイルス感染症対策に対応した  
学校の臨時休業に係る学習保障について

令和2年(2020年)5月  
山口県教育委員会

## 《目 次》

- 1 学校を再開するにあたって
- 2 学校再開にあたっての学習保障に関する基本的な考え方
  - (1) 臨時休業に伴う学習の遅れの回復について
    - ア 年間指導計画の見直し
    - イ 必要に応じた補充授業、個別の補習を実施
    - ウ 臨時休業に伴う学習の遅れの回復に必要な授業時間の確保
    - エ 民間の学習支援サービスの活用
  - (2) 生徒の安心・安全に配慮した学習指導の工夫
    - ア 3つの密を避けた学習指導の工夫
    - イ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導
    - ウ 安心・安全のためのアイデアの共有
  - (3) 生徒の出欠の扱い等について
    - ア 学校再開後において、学校の全部を臨時休業とした場合
    - イ 学校再開後において、分散登校により家庭学習日を設定した場合
    - ウ 学校再開後において、やむを得ず学校に登校できない生徒の出欠の扱い
  - (4) 臨時休業中に課した家庭学習等の学習評価への反映について
- 3 臨時休業中及び学校再開時に時差登校や分散登校を行う場合の実施例
  - (1) 時差登校により授業を実施する場合
    - ア 学年ごとで登下校時間帯を分散させ、終日授業を実施する場合
    - イ 授業の時間帯によって登校の対象とする学年を順次変えて実施する場合
    - ウ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える場合
  - (2) 分散登校により授業を実施する場合
    - ア 学年別で授業日を設定する場合
    - イ 時差登校による授業日と家庭学習日を設定する場合

#### 4 家庭学習を実施する場合の学習保障

##### (1) 分散登校等を行うことで、家庭学習日を設定する場合の学習保障

- ア 家庭学習の実施方法（例）
- イ 家庭学習を実施する場合の留意点
- ウ 分散登校を実施した場合の家庭学習の実施例（家庭学習計画表）

##### (2) 感染症の拡大があり、学校の臨時休業が続く場合の学習指導について

- ア 家庭学習について
- イ 定期的な登校日等の設定について
- ウ 家庭学習の実施例（家庭学習計画表）

##### (3) I C T を活用した学習指導について

- ア 家庭学習における I C T の活用方法（例）
- イ I C T を活用する際の留意点

### 《参考資料》

#### 1 学習保障に向けたコンテンツの紹介

##### (1) 小中学校（中等教育学校前期課程を含む）

##### (2) 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）

##### (3) 特別支援学校

#### 2 安心・安全のためのアイデアについて

- 飛沫感染防止シールド台の作り方

## 1 学校を再開するにあたって

これまで本県においても、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が続いている。これがさらに長期化した場合、生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

今後、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならぬという認識に立ち、その上で、全ての子どもたちの心身の健康と学びの保障との両立を図ることが重要である。

こうした基本的な考え方のもと、学校において実施可能な教育活動を再開し、生徒が学ぶことができる環境をつくっていくことが必要である。

学校を再開するにあたっては、次の（1）～（3）を原則として、学校と県教育委員会とで相談しながら、対応を決定する。

- (1) 地域における感染拡大が低い水準にとどまっている場合は学校を再開し、通常の授業を実施する。
- (2) 新たな経路不明の感染者が発生するなど、地域で感染拡大が懸念される場合で、
  - ア 学校の教職員・生徒が感染した場合は、当該学校の臨時休業を行う。
  - イ 学校以外で感染があった場合は、分散登校等を実施しながら学校を再開する。
- (3) 地域において感染が拡大している場合や学校再開後に再び感染が拡大している場合には、臨時休業を行う。

※ 臨時休業の際は、ICTを活用した家庭学習を実施するなどにより学習保障を行うこととする。

なお、学校再開時には、各校で作成した「学校における新型コロナウイルス感染症対応計画」に基づき、感染防止対策の徹底を図る。

## 2 学校再開にあたっての学習保障に関する基本的な考え方

### (1) 臨時休業に伴う学習の遅れの回復について

学校の再開にあたっては、臨時休業に伴い、生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、臨時休業期間中の課題等による学習の定着状況を確認しながら、次のような措置を実施する。

#### ア 年間指導計画の見直し

学校の再開にあたっては、臨時休業に伴う学習の遅れを、生徒が無理なく回復できるよう、年間指導計画を適切に見直すとともに、見直した指導計画を生徒及び保護者に周知し、理解を得ること。

#### イ 必要に応じた補充授業、個別の補習を実施

必要に応じて、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講ずること。特に学習内容の定着が不十分な生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置をとること。

#### ウ 臨時休業に伴う学習の遅れの回復に必要な授業時間の確保

##### (ア) 長期休業期間の短縮や土曜日の授業の実施

○ 臨時休業に伴う学習の遅れを回復するため、長期休業期間の短縮を行うことを可能とする。また、長期休業期間の短縮で回復が難しい場合は、土曜日に授業を実施することも考えられる。その際、次の点に留意することが必要である。

- ① 長期休業期間を短縮する場合の日数は、臨時休業に伴い実施できなかった授業日数を最大とする。
- ② 学校閉庁日（8／12～8／15）及び年末・年始の休日（12／29～1／3）には授業日を設定しないこと。
- ③ 各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているかなど、生徒及び教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。
- ④ 週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振り替えを行うこと。

##### (イ) 通常の授業日における授業時間の確保

臨時休業に伴う学習の遅れを回復するため、通常の授業日において授業時間を確保する場合には、次の点に留意することが必要である。

- ① 1日の授業時数の増加や、各授業時間の延長等を実施する場合は、生徒及び教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。
- ② 行事等を精選し授業時間を確保する場合には、各行事の意義や必要性を十分に検討した上で、年間を見通して計画すること。

#### エ 民間の学習支援サービスの活用

臨時休業に伴う学習の遅れを回復するため、民間のオンラインによる学習支援サービスを活用する。

## (2) 生徒の安心・安全に配慮した学習指導の工夫

### ア 3つの密を避けた学習指導の工夫

[ 3つの密：換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声 ]

学校再開にあたっては、「学校における新型コロナウィルス感染症対応ガイドライン」(令和2年4月山口県教育委員会作成)に示した感染防止対策を講じた上での一斉登校、一斉授業を基本とする。

なお、地域で感染拡大が懸念される場合などは、以下に示すように各学校において登校や授業の工夫を行うなどの検討が必要である。

#### (ア) 3つの密を避けた登校の工夫

##### ① 学年・学科・学級別による時差登校

- ・ 登下校時間帯を分散させ、終日授業を実施する。
- ・ 授業の時間帯によって登校の対象とする学年・学科・学級等を順次変える。

##### ② 学年・学科・学級別による分散登校

- ・ 学校の一部を家庭学習日とした上で、学年・学科・学級別に授業日を設定する。
- ・ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える。

##### ③ 早急に指導を必要とする学年の優先登校

進学や就職を控えた最終学年の生徒に配慮するなど、学校や生徒の実態を踏まえて、優先登校をする学年を検討する。

〔 時差登校：登下校や授業の時間帯を分散させ、全校で授業を実施する場合  
分散登校：学年・学科・学級単位等で授業日と家庭学習日を分けて設定する場合 〕

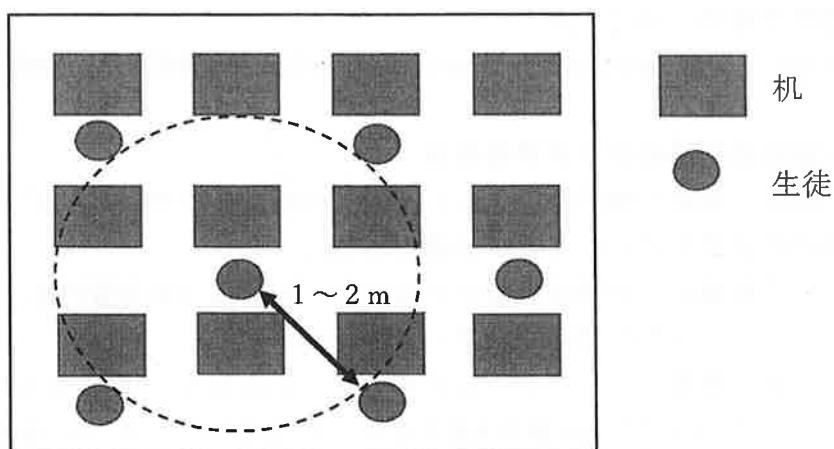
※ 具体的な実施方法については、p.6～p.7を参照。

#### (イ) 3つの密を避けた授業の工夫

##### ① 身体的距離の確保

授業の際は、必要に応じて、学級を複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用するなど、生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい。

図 身体的距離を確保した座席配置のイメージ



## ② 各教科等の指導について

各教科等の指導については、臨時休業等により、当分の間、以下の学習活動ができない可能性を踏まえ、指導順序の変更や、教員による事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討することが必要である。

- ・ 芸術科目（音楽）における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科における調理等の実習
- ・ 保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 体育祭や文化祭、修学旅行など生徒が密集して長時間活動する学校行事

また、新学習指導要領で重視されている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善においては、各教科等の指導において、教室のこまめな換気やマスクの着用などの感染症対策を講じた上で、可能な限り進めていくよう検討することが必要である。

専門学科における実習等の指導を実施する際には、共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒することや、共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底することが必要である。

自立活動の指導を行う際は、指導内容によって、近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等の対応がとれない場合又は生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直しを行うなどの柔軟な対応を図ることが必要である。

## イ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導

生徒に対し、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を身に付けさせるとともに、これらの感染症対策について、生徒が感染症のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、国（文部科学省や厚生労働省）や県、県教育委員会による資料等を活用し、発達の段階に応じて適切な指導を行うことが必要である。

### 《参考》

文部科学省ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

## ウ 安心・安全のためのアイデアの共有

授業の際は、教員の専門性を生かした独自の感染症対策のアイデアを各学校が共有し、効果的に活用していくことが必要である。

- (例) ○ 教員からの飛沫を防ぐためのシールド台（参考資料 p 21～p 23）  
○ シールドを補完するフェイスシールド

※「簡易フェイスシールドをつくってみよう」（動画コンテンツ）

[ やまぐち総合教育支援サイト → 先生のページ → 学習指導支援情報 ]

### (3) 生徒の出欠の扱い等について

#### ア 学校再開後において、学校の全部を臨時休業とした場合

学校再開後に、学校の全部を休業とした場合は、該当日は指導要録上の「授業日数」に含まれない。

#### イ 学校再開後において、分散登校により家庭学習日を設定した場合

- ・ 学年の全部を休業とした場合は、該当日は指導要録上の「授業日数」に含まれない。
- ・ 学年の一部を休業とする場合は、該当日は指導要録上の「授業日数」に含まれ、家庭学習日とした生徒については指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」には記録しない。

#### ウ 学校再開後において、やむを得ず学校に登校できない生徒の出欠の扱い

学校再開後において、やむを得ず学校に登校できない生徒については、以下の①から④に示す場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」には記録しない。

- ① 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ② 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ③ 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、登校すべきでないと校長が判断した場合
  - ④ 感染経路のわからない患者が急速に増えて感染の可能性が高まっているなど、保護者が登校させるべきではないと考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合
- ※ ④にあたっては、まずは、保護者から登校させるべきではないと考える事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。

### (4) 臨時休業中に課した家庭学習等の学習評価への反映について

臨時休業期間中に学校が課した家庭学習等については、教員がその学習状況や成果を確認することにより、学校における学習評価に反映することが可能である。

また、学校が課した家庭学習の状況が一定の要件（次の①～③）を満たす場合には、特例的に、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないと可能である。

- ① 学校が課した家庭学習の内容が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること
  - ② 教員が当該家庭学習における生徒の学習状況及び成果を適切に把握することができる
  - ③ 生徒に、十分な学習内容の定着が見られ、学校再開後に一律の授業において再度指導する必要が無いと校長が判断したものであること

なお、一部の生徒の学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じ、全ての生徒の学習を支援するきめ細かい取組が必要である。

### 3 臨時休業中及び学校再開時に時差登校や分散登校を行う場合の実施例

以下の（1）、（2）では、時差登校により授業を実施する場合と、分散登校により授業を実施する場合の例について示している。

#### （1）時差登校により授業を実施する場合

##### ア 学年ごとで登下校時間帯を分散させ、終日授業を実施する場合

曜日	月、火			水、木			金		
学年	1	2	3	1	2	3	1	2	3
8:10	登校				登校				登校
8:25		登校				登校	登校		
8:40			登校	登校				登校	
	S H R			S H R			S H R		
8:50~ 15:15	授業			授業			授業		
15:15	下校				下校				下校
15:30		下校				下校	下校		
15:45			下校	下校				下校	

##### イ 授業の時間帯によって登校の対象とする学年を順次変えて実施する場合

	月			火			水			木			金		
学年	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
1限	授				授					授	授				
2限		授				授							授		
3限			授		授		授						授		
4限				授		授		授					授		
5限					授			授					授		
6限								授					授		

	登校時間	下校時間
1限開始学年	8：40	12：50
2限開始学年	9：40	14：30
3限開始学年	10：40	15：30

ウ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える場合

Aグループ：出席番号1～20 Bグループ：出席番号21～40

	月		火		水		木		金	
グループ	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
SHR	8:40		8:40	家庭 学習	8:40	家庭 学習	8:40	家庭 学習	8:40	家庭 学習
1限	授		授		授		授		授	
2限										
3限	業	登校	業	登校	業	登校	業	登校	業	登校
SHR	11:50	11:40	11:50	11:40	11:50	11:40	11:50	11:40	11:50	11:40
4限	下校	授	下校	授	下校	授	下校	授	下校	授
5限	家庭 学習		家庭 学習		家庭 学習		家庭 学習		家庭 学習	
6限	業		業		業		業		業	
SHR		15:40		15:40		15:40		15:40		15:40

※ AグループとBグループの時間帯を隔週で入れ替える。

(2) 分散登校により授業を実施する場合

ア 学年別で授業日を設定する場合

	月	火	水	木	金
1年	授業日(午前)	家庭学習日	家庭学習日	授業日	授業日(午前)
2年	家庭学習日	授業日(午前)	授業日(午前)	家庭学習日	授業日
3年	授業日	授業日	授業日	授業日(午前)	家庭学習日

	登校時間	下校時間
午前中授業の学年	8:40	12:50
終日授業の学年	9:40	15:30

イ 時差登校による授業日と家庭学習日を設定する場合

	月	火	水	木	金
出校学年	1年	3年	2年	3年	1年
SHR	8:40		8:40		8:40
1限	授	家庭 学習	授	家庭 学習	授
2限					
3限	業	登校	業	登校	業
SHR	11:50	11:40	11:50	11:40	11:50
4限	下校	授	下校	授	下校
5限	家庭 学習		家庭 学習		家庭 学習
6限	業		業		業
SHR		15:40		15:40	
	2年家庭学習日	1年家庭学習日	3年家庭学習日	2年家庭学習日	1年家庭学習日

## 4 家庭学習を実施する場合の学習保障

### (1) 分散登校等を行うことで、家庭学習日を設定する場合の学習保障

分散登校等を行うことで、家庭学習日を設定する際は、各学校において、家庭学習日に行う学習活動の内容と登校した際に行う学習活動の内容を、各教科・科目の年間指導計画に基づいて、適切に配当する必要がある。

その上で、家庭学習日においては、規則正しい生活習慣を保持しつつ計画的に学習を継続するとともに、学校や生徒の実態に応じ、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習などの適切な家庭学習を実施することが必要である。

#### ア 家庭学習の実施方法（例）

（ア）教科書と併用できる教材（学校が作成した授業用プリントや生徒が購入した準拠ノートや問題集）を課題とし、登校時に小テスト等を実施することにより、学習の定着状況を確認する。

（イ）テーマに沿った課題やレポートを作成し、登校時に提出する。

※ 職業に関する教科については、農業プロジェクト、ホームプロジェクト、課題研究等で活用するワークシート等を利用する。

（ウ）学校が作成した授業動画の視聴や既存の学習コンテンツ等を活用し、その内容に係る振り返りのための学習プリントやレポートを作成し、登校時に提出する。

#### 《参考》

- 文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
- やまぐち総合教育支援サイト「やまぐちハイスクール the Movie」  
<http://shien.ysn21.jp/contents/student/koukoumovie/koukoumovie.html>
- NHK高校講座ホームページ  
<https://www.nhk.or.jp/kokokoza/>

（エ）民間のオンラインによる学習支援サービスを活用する。

#### イ 家庭学習を実施する場合の留意点

（ア）本来、授業で行う予定であった内容について、各学校で教科・科目ごとの指導計画等を踏まえながら実施する。

（イ）主たる教材である教科書に基づく課題やレポート等を設定し、計画性をもった家庭学習を行う。

（ウ）学習課題の分量については、生徒の負担が過重とならないよう各教科間で調整を行うとともに、生徒・保護者に説明できるものとする。

（エ）実習等を伴う教科・科目については、家庭ができる課題を実施し、実習については登校した際に実施する。

（オ）課題・レポートの提出や小テストの実施等により家庭学習における定着状況を確認する。

（カ）当該学年で履修する教科を満遍なく学習できるよう、学年単位等で時間割を作成し、一日の学習内容を生徒に提示する（家庭学習計画表）。

ウ 分散登校を実施した場合の家庭学習の実施例（家庭学習計画表）

(ア) 普通科

曜日 時間	月	火	水	木	金
	授業日	家庭学習日	家庭学習日	授業日	授業日
8:40	SHR	オンラインによるSHR		SHR(9:30)	SHR
8:50～ 12:40	授業	国語総合 授業動画視聴 授業プリント	国語総合 授業動画視聴 授業プリント		授業
		世界史A 授業プリント No1, 2 の学習	現代社会 NHK高校講座視聴 準拠ノート学習		授業
		数学I 授業動画視聴 授業プリント	数学A 問題集 p10～ p 20 の学習		
13:40～ 15:30	化学基礎 授業プリント	社会と情報 NHK高校講座視聴 復習プリント	コミュニケーション英語I リスニング用CD 「Lesson1」の学習	授業	生物基礎 授業動画視聴 授業プリント
	家庭基礎	総合的な探究の時間	芸術（音美書I）		コミュニケーション英語I
	課題作成	テーマについての調べ学習	課題作成		問題集 p10～ p 20 の学習
15:30		オンラインによるSHR		SHR	

(イ) 専門学科（商業科）

曜日 時間	月	火	水	木	金
	授業日	家庭学習日	家庭学習日	授業日	授業日
8:40	SHR	オンラインによるSHR		SHR(9:30)	SHR
8:50～ 12:40	授業	国語総合 授業動画視聴 授業プリント	国語総合 授業動画視聴 授業プリント		授業
		数学I 授業動画視聴 授業プリント	コミュニケーション英語I リスニング用CD 「Lesson1」の学習		授業
		科学と人間生活 授業動画視聴 授業プリント	ビジネス基礎 売買に関する計算の 授業プリント学習		
13:40～ 15:30	家庭基礎	コミュニケーション英語I	芸術（音美書I）	授業	世界史A
	課題作成	問題集 p10～ p 20 の学習	課題作成		NHK高校講座視聴 準拠ノート学習
	ビジネス基礎 NHK高校講座視聴 復習プリント	情報処理 授業動画視聴 授業プリント	情報処理 授業動画視聴 授業プリント		簿記 NHK高校講座視聴 復習プリント
15:30		オンラインによるSHR		SHR	

(2) 感染症の拡大があり、学校の臨時休業が続く場合の学習指導について

ア 家庭学習について

上記「4 (1) 分散登校等を行うことで、家庭学習日を設定する場合の学習保障」における「ア 家庭学習の実施方法（例）」「イ 家庭学習を実施する場合の留意点」に準じて実施する。

イ 定期的な登校日等の設定について

(ア) 課題やレポートの指示・配布や学習状況の確認、課題に対する教員のフィードバック等を実施するために、学校や生徒の実態に応じて定期的な登校日を設定する（1、2週間に一回程度）。

《家庭学習と登校日の設定についての実施例（2週間サイクルで実施）》

○ 第1週

曜日		月	火	水	木	金
学校	生徒	登校日(1年)	登校日(2年)	登校日(3年)		
		課題受取	課題受取	課題受取		
	教員	課題配布	→			
		課題・小テストの作成	→			
家庭		家庭学習	→			

○ 第2週

曜日		月	火	水	木	金
学校	生徒	登校日(1年)	登校日(2年)	登校日(3年)		
		課題提出	課題提出	課題提出		
		小テスト	小テスト	小テスト		
		課題受取	課題受取	課題受取		
学校	教員	課題配布	→			
		課題の作成				
		課題の添削	→			
		小テストの採点				
家庭		家庭学習	→			

(イ) 登校日を設定する際の留意事項

- ① 各学校における感染防止対策を十分に講じること。
- ② 設定日や登校時間等については、地域の感染状況等を踏まえ検討すること。
- ③ 時差登校や分散登校を検討すること。
- ④ 登校日以外の日においても、生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、学習の定着に課題があるなど一部配慮を要する生徒については、登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うこと。

ウ 家庭学習の実施例（家庭学習計画表）

(ア) 普通科

曜日 時限	月	火	水	木	金
8:50	オンラインによる健康確認、連絡事項等				
9:00～ 15:30	登 校 日	国語総合	数学 I	国語総合	世界史 A
		授業動画視聴 授業プリント	授業動画視聴 授業プリント	授業動画視聴 授業プリント	授業プリント NO. 3, 4 の学習
		世界史 A	現代社会	数学 A	数学 I
		授業プリント NO. 1, 2 の学習	NHK高校講座視聴 復習プリント	問題集 p10～ p15 の学習	問題集 p5～ p10 の学習
		化学基礎	コミュニケーション英語 I	生物基礎	コミュニケーション英語 I
		授業動画視聴 授業プリント	リスニング用CD 「Lesson1」の学習	問題集 p1～ p10 の学習	授業動画視聴 授業プリント
		社会と情報	体育	総合的な探究の時間	芸術（音美書 I）
		NHK高校講座視聴 復習プリント	授業動画視聴 復習プリント	課題作成	課題作成
					課題作成
		オンラインによる連絡事項等			

(イ) 専門学科（商業科）

曜日 時限	月	火	水	木	金
8:50	オンラインによる健康確認、連絡事項等				
9:00～ 15:30	登 校 日	国語総合	数学 I	情報処理	コミュニケーション英語 I
		授業動画視聴 授業プリント	授業動画視聴 授業プリント	授業動画視聴 授業プリント	問題集 p11～ p20 の学習
		コミュニケーション英語 I	現代社会	科学と人間生活	ピジネス基礎
		リスニング用CD 「Lesson1」の学習	NHK高校講座視聴 復習プリント	授業動画視聴 授業プリント	売買に関する計算の 授業プリント学習
		数学 I	ピジネス基礎	総合的な探究の時間	芸術（音美書 I）
		授業動画視聴 授業プリント	NHK高校講座視聴 復習プリント	課題作成	簿記
		体育	情報処理	簿記	家庭基礎
		授業動画視聴 復習プリント	授業動画視聴 授業プリント	NHK高校講座視聴 復習プリント	国語総合
					授業動画視聴 授業プリント
		オンラインによる連絡事項等			

### (3) ICTを活用した学習指導について

#### ア 家庭学習におけるICTの活用方法（例）

##### （ア）オンラインによるホームルームの実施

毎朝・夕の決まった時間にオンラインによるホームルームを実施し、健康観察や連絡事項の伝達等を行い、計画的な家庭学習となるよう留意する（オンラインによる確認が難しい家庭については、電話等で個別に確認）。

##### （イ）クラウド上で課題の受け渡しや授業動画の配信を実施

- Office365内の「Microsoft Teams」や「G Suite for Education」、「Google Drive」等を活用する。

※ Office365内の「Microsoft Teams」、「G Suite for Education」については、県教委でライセンスを取得済み。

- 課題や授業動画をクラウド上にアップし、家庭学習における各教科・科目の学習について指示をする。

- 課題については、期限を設けてクラウド上で回収する。

- 授業動画については、視聴した内容について、アンケート等を作成し、振り返り学習を行うことができるよう工夫する。

##### （ウ）既存の学習コンテンツの活用

文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」に掲載されている教材や動画、県教委作成の動画、NHK高校講座等を活用し、学習した内容についての振り返りのための補充プリントやレポートを作成する。

##### 《参考（再掲）》

- 文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
- やまぐち総合教育支援サイト「やまぐちハイスクール the Movie」  
<http://shien.ysn21.jp/contents/student/koukoumovie/koukoumovie.html>
- NHK高校講座ホームページ  
<https://www.nhk.or.jp/kokokoza/>

##### （エ）民間のオンラインによる学習支援サービスを活用する。

#### イ ICTを活用する際の留意点

##### （ア）校内のチェック体制の構築

各教員が作成した課題や動画等について、肖像権や著作権等の侵害が無いかなど、教科や学年の教員及び管理職による校内におけるチェック体制の構築を図ることが必要である。

##### 〈チェック項目の例〉

###### ①教科や学年による確認

- ・ 教科の指導計画を踏まえた内容となっているか。
- ・ 課題の分量や教科のバランスについて、生徒の過重な負担となってないか。
- ・ 個人情報も含め、肖像権や著作権等の侵害は無いか。

###### ②管理職による最終確認

- ・ 課題の作成について、特定の学年や教科・科目に集中していないか。
- ・ 肖像権や著作権の侵害は無いか。

(イ) オンラインで教材等の著作物を送信する際の著作権について

「授業目的公衆送信補償金制度（平成30年著作権法改正）」

学校の設置者が一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を得ること無く様々な著作物を円滑に利用することができる制度

⇒ 今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急的な対応として、令和2年度に限って補償金額を特例的に「無償」として申請（令和2年4月28日施行）  
※ 県立学校においては、県教委が申請済み

⇒ これにより、4月28日以降、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導において、講義映像や資料をインターネットで生徒に限って送信することが可能

<注意点>

○ 学校での購入が想定されるドリル・ワークブックをそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められない。

※ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とは？

- ・ 学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害する観点から判断されるもの
- ・ 典型的には、ドリルやワークブックなど生徒が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信することが該当

○ この度の、授業目的公衆送信補償金制度「無償」の措置は、令和2年度に限ってのものであり、令和3年度からは「有償」となる。

《参考》

文化庁「令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について」

## **《參考資料》**

## 1 学習保障に向けたコンテンツの紹介

(1) 小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）

# やまぐちっ子 the Movie

やまぐち学習支援プログラム

検索



- 臨時休業中の児童生徒の学習保障の一助
- 各学校が家庭学習を課す際のヒント
- 主たる教材『教科書』を中心とした家庭学習につなげる  
これらのことと目的とした動画コンテンツです。

答えは、  
 $6x^2 + 3xy$   
だね。



この計算では1年生  
で学習した分配法則  
が使われているね。

これからどんどん  
増えるよ！

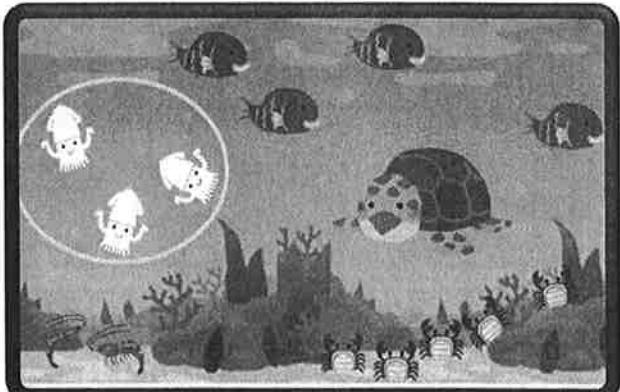
$$\begin{aligned} &3x \times (2x + y) \text{ の計算をするには?} \\ &\text{分配法則} \\ &3x \times (2x + y) = 3x \times 2x + 3x \times y \\ &= 6x^2 + 3xy \end{aligned}$$

- ①主として知識・技能を中心に作成
- ②児童生徒が教科書を使って、自ら学習ができるような動画
- ③「学習のきっかけ→解決の見通し→解決→振り返り」の学習の流れ
- ④1コンテンツにつき3分程度（スライド5枚程度）

小1 算数

中3 数学

- ①1つの動画で扱う学習内容が、児童生徒にとって無理のない適量にまとめられている
- ②3分程度の長さであり、何度もくりかえし視聴することが可能
- ③デバイスがあれば誰でもどこでも短時間で学習することが可能



いっしょに かぞえよう！



いかは どこに いるかな？

## (2) 高等学校（中等教育学校後期課程含む）

### 文部科学省 HP

#### ■臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト

家庭学習の参考資料：子供の学びサイト 一高等学校一

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00461.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00461.html)

### 山口県教育委員会・やまぐち総合教育支援センター 関連サイト

#### ・やまぐち総合教育支援サイト

<http://shien.ysh21.jp/contents/student/gakusyu/index.html>

『子どものページ』には、小学校・中学校・高等学校の校種別・学年別・教科別に整理された、豊富な学習用コンテンツが掲載されています。

<http://shien.ysh21.jp/joho/cgi-bin/db/index.html>

教育力向上指導員及び学力向上推進リーダー・推進教員等による授業映像ライブラリーとして、県内教職員の教育力向上を図るために、教育力向上指導員及び学力向上推進リーダー・推進教員等の授業映像を公開しています。なお、授業映像の画像・音声の処理については、授業校及び授業者の承諾を得ています。

※ 画像をクリックすると視聴できます。映像視聴の際には、学校 ID とパスワードが必要となります。

### 学習教材（ワークシート等）関連サイト

※ 紹介してある教科書発行者は、教科書著作権協会会員の中で、高校向けに学習教材を掲載している発行者を紹介しています。

※ なお、各教科書発行者の学習支援コンテンツにおいては、利用できる方やその期間に制限がある場合がありますので、利用前に確認が必要です。

#### ●東京書籍（株）

[https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/spl/h1\\_support/kou/](https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/spl/h1_support/kou/)

世界と日本の白地図やタイピングソフトのコンテンツが掲載されています。

#### ●実教出版（株）

<http://www.jikkyo.co.jp/topics/729.html>

工業科科目で利用できる課題型教材や模擬試験システムが掲載されています。

#### ●実教出版（株）

[https://www.kairyudo.co.jp/contents/05\\_kyoiku/support/index.htm](https://www.kairyudo.co.jp/contents/05_kyoiku/support/index.htm)

家庭科でできる調理・制作などの動画が掲載されています。

#### ●（株）教育芸術社

<https://textbook.kyogei.co.jp/library/>

同声合唱、混声合唱のパート別練習などができるコンテンツが掲載されています。

● (株) 大修館書店

<https://www.taishukan.co.jp/news/n19012.html>

英語の教科書についてレッスンごとの音声やリーディングシートなどのコンテンツが掲載されています。また、保健体育として学習支援動画「感染症とその予防」が掲載されています。

● 数研出版(株)

<https://www.chart.co.jp/sp/ict2020s.html>

数学の教科書・問題集の解説動画や理科、国語、英語なども含めた復習・確認プリントが掲載されています。

● (株) 文英堂

<https://www.bun-eido.co.jp/home/selfstudy/englishnews.htm>

「時事英語」についての Reading & Listening 教材が掲載されています。

● 日本文教出版(株)

[https://www.nichibun-g.co.jp/learning\\_support/](https://www.nichibun-g.co.jp/learning_support/)

数学などの教科で用いるグラフ作成に便利な汎用作図ジェネレータ『Focaccia』が利用できたり、情報におけるアニメーション教材が掲載されています。

● (株) 第一学習社

[http://www.daiichi-g.co.jp/corp/20200312\\_shien.html](http://www.daiichi-g.co.jp/corp/20200312_shien.html)

小論文学習動画、国語便覧、地歴公民の図表や資料集などが掲載されています。

**タブレット型情報端末活用**

★LINE 公式アカウント「新型肺炎休校サポート LINE みらい財団」

<https://www.kyukogakushu-support.com/>

国語・数学・社会・理科の学習動画の提供、英語の学習教材が利用できる公式アカウントへのリンクが掲載されます。

友だち追加用 URL : <https://lin.ee/gGwsLgl>



### (3) 特別支援学校

#### 文部科学省 HP

##### ■臨時休業期間中における学習支援コンテンツポータルサイト

家庭学習の参考資料：子供の学びサイト－特別支援教育－

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00004.html)

#### 山口県教育委員会・やまぐち総合教育支援センター 関連サイト

##### ・山口県教育厅特別支援教育推進室

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>

県内特別支援学校の情報や、各種研修テキスト・マニュアル、または特別支援教育に関する指導・支援の情報等が数多く掲載されています。

##### ・総合支援学校の教材・教具（山口県）

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kyo-shien/kyozai/>

サイト内には「発達障害教育推進センター」へのリンクがあり、困難さに応じた学習用ワークシートの紹介ページや、購入に関するページの閲覧等もできます。

#### 学習教材（ワークシート等）関連サイト

##### ●ちびむす ドリル

<https://happylilac.net/>

幼児・小学生・中学生・英語に分かれた学習プリントの掲載がされています。特に幼児向けの知育動画や学習に使う用紙・ノートなど、家庭学習において幅広く活用できる内容が掲載されています。

##### ●ドリルの王様

<https://happylilac.net/ssk/>

小学生向けの問題が学年別に整理されています。プログラミングに関するプリントも掲載されており、充実した内容です。

##### ●ぷりんときっず（無料プリント）

<https://print-kids.net/print/>

主に就学前から小学校3年生までの学習に役立つサイトです。各学年のトップから閲覧すると、その内容について目安となる授業時期も掲載されています。

##### ●「特別支援教育　すぐに使えるプリント+ビデオクリップ」

特別支援教育デザイン研究会

<http://sn1.e-kokoro.ne.jp/index.php>

デジタル絵本、Webコンテンツ、プリント教材などがあり、楽しみながら学べる教材（無料）がたくさんあります。

（参考：特別支援教育デザイン研究会とは、平成20年度「子どもゆめ基金」（独立行政法人国立青少年教育振興機構）の教材開発・普及活動に参加するため結成されたものです。）

## 特別支援教育におけるタブレット型情報端末活用

### ★「魔法のプロジェクト」サイト

<http://maho-prj.org/>

アプリが紹介されているページから自分の使いたいアプリをダウンロードすれば、さまざまな分野の学習ができます。

(※無料のものと有料のものがあるので、ダウンロードの際には注意が必要です。)

### ★「Flash 学習教材集・制作 qeeSite」

<http://kanza.qee.jp/>

パソコン・スマホ・タブレット等で利用できる学習ソフトが紹介されています。ひらがなの書き方や、ローマ字のつづり、時計の見方、お金の考え方等をゲーム形式で学ぶことができます。

### ★授業動画・デジタル問題集「eboard (いーぼーど)」

NPO 法人 eboard (いーぼーど)

<https://info.eboard.jp/>

NPO 法人 eboard (いーぼーど) が提供している映像授業などのサイトです。

インターネット環境があれば、PC,タブレット、スマホ等からの利用が可能です。小学校の算数や漢字などを学ぶことができます。利用には、登録(無料)が必要ですが、学習履歴機能を使わない場合は、登録は不要です。

## 家庭学習を支援する アプリ紹介

(※本県の特別支援学校では、タブレット型情報端末としてアップル社の iPad の導入事例が多いため、iPad に関する情報を中心に紹介していますが、特定の機種の使用を推奨するものではありません。)

### ○国語

#### ・「小学生手書き漢字ドリル 1026」

小学 1 年生から 6 年生まで習う漢字を学習することができます。手書きで書き込んでいくことができます。

#### ・「小学生かんじ ゆびドリル」

小学生で習う漢字を学習することができます。書き順や画数を判定することもできます。

### ○算数

#### ・「小学算数アニメーション」

数の計算や図形の面積などをアニメーションで理解することができます。

#### ・「どうぶつのがっこ\_おつり編」

動物が買い物客としてきます。実際にお金を動かして、おつりを計算することができます。

#### ・「お金の学習」「お金の学習 2」

お金を動かしながら、学習することができます。レベルを選択することもできます。

## ○図画工作

- ・「KOMA KOMA」

コマ撮りアニメーションを簡単に撮ることができます。

- ・「ツクレール for iPad 電車シミュレーター」

線路を作ったり、電車を選択したりして、走らせることができます。視点の変化をすると、実際に運転しているように見ることもできます。

## ○日常生活

- ・「自分ルール：目標達成、目標管理、習慣化アプリ」

自分に必要な目標を設定してポイントを決め、そのポイントを貯めたり、ご褒美を自分に与えたりすることができます。ゲーム感覚で自分が努力すべき目標の達成を目指すことができます。

- ・「RecoEmo：あなたの気持ちを記録する日記アプリ」

今の自分の気持ちを選択し、日記に残すことができます。

- ・「えこみゅ」

日常生活で必要なものや場面、気持ちなどをカードで選択して、相手に伝える手立てとすることができます。

## ○その他（全般、認知 等）

- ・「NHK for School」

いろいろな教科の学習を動画で見ることができます。

- ・「ピタゴラパズル」

NHK Eテレで放送中の「ピタゴラスイッチ」のゲーム版で、パズルを楽しむことができます。

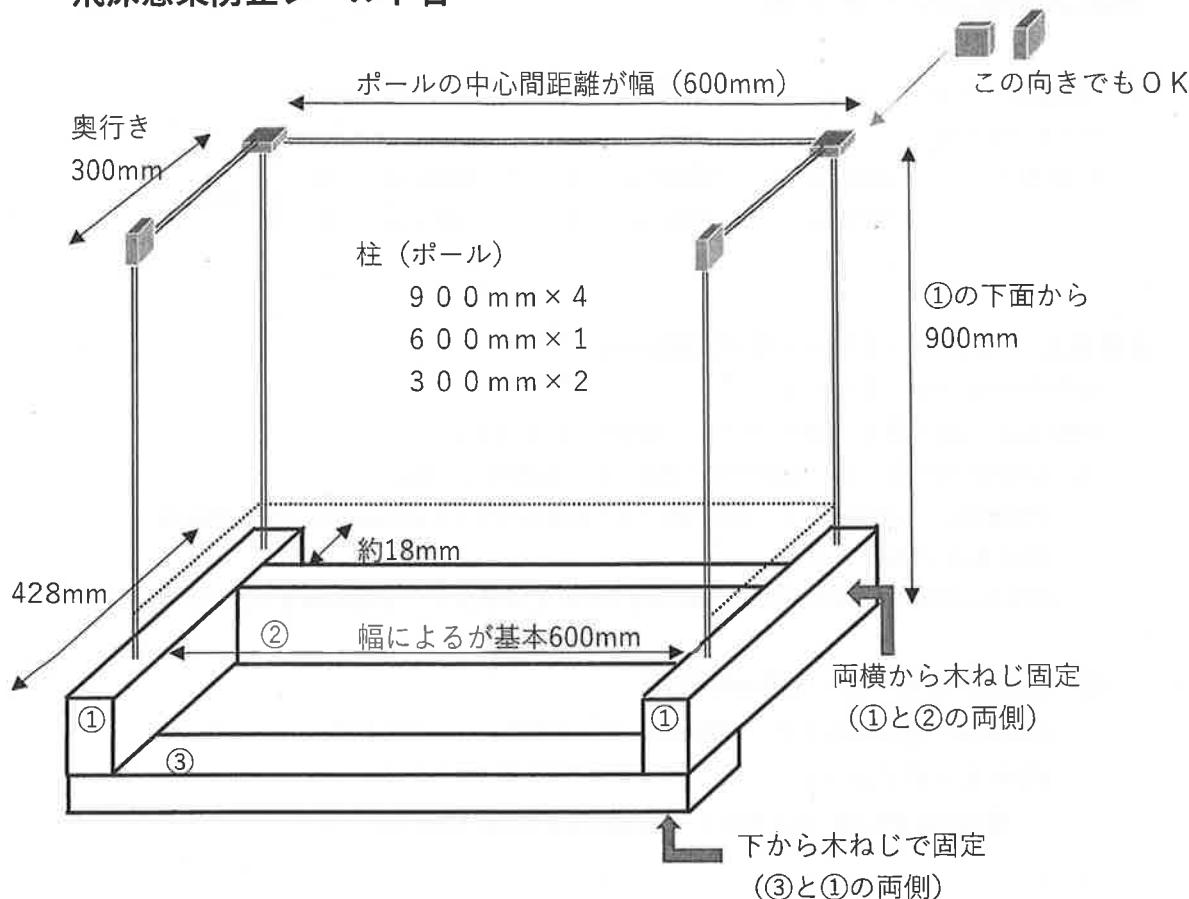
- ・「どうぶつしょうぎ」

どうぶつの駒を動かして、将棋を楽しむことができます。対戦相手は、どうぶつたちや家族を選択することができます。

- ・「みずあそび7」

みずあそびをしている感覚で、想像力と発想力を育むラクガキができます。

## 飛沫感染防止シールド台



台枠（材料：赤松KDプレーナー材 28×19×長さ2985mm）

① 428mm×2

端面から15mmの位置に 直径5.5mm×深さは25mm の穴をあける

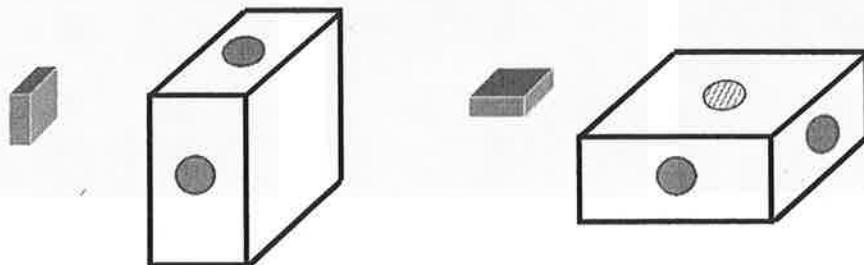
※①と②を固定する木ねじは①の端面から約20mmの位置

奥行きの長さ分離れた位置に 同じ穴をあける

② 600mm×1 (ポール寸法と同じ。ポール先端は間隔が約20mm狭くなる)

③ 638mm×1

ジョイント（寸法：28mm×28mm×19mm 4個）拡大図



全ジョイント共通加工  
中心位置に 深さ18mm  
穴の直径5.5mm

4個中2個はこの穴加工  
中心位置に 直径5.5mmの穴加工  
深さは、ジョイント高さの半分 +  $\alpha$   
※1個は表側もう1個は裏側に  
← これらの向きでも良い



## 飛沫感染防止シールド台

**ポール加工** (材料: ガラスファイバーポール 直径5.5mm×2400mm)

※2本で1台分

切断加工 2400mm → 900mm×2本 と 600mm×1本  
2400mm → 900mm×2本 と 300mm×2本 } 1台分

**台枠加工** (28mm×19mm×長さ2985mm)

※6000mm(6m) で1台分

切断加工 (購入時まとめてカット 30円／1カット)

① 428mmで4回 と 600mmで1回 と 638mmで1回

2985mm - 428mm × 4 - 600mm × 1 - 638mm × 1 = 2950mm 余り30mm

※12本まとめてカット

428mmが48本(24台分) 600mmが12本 (12台分) 638mmが12本(12台分)

② 600mmで2回 と 638mmで2回

2985mm - 600mm × 2 - 638mm × 2 = 2950mm 余り509mm

※6本まとめてカット

600mmが12本 (12台分) 638mmが12本(12台分)

①と②で24台分と 30mmが12個 509mmが6本 (カット10回)

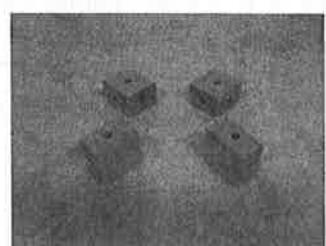
①を2回、②を12本まとめて1回加工で、48台分カットできる。 (カット16回)

## ジョイント加工

台枠加工②での余り材を利用する。

28mm×28mm×19mm となるようにカットする。

1台で4個



## 透明シート (農業用ビニール透明)

鋸で寸法に切る。

固定は、クリップ等

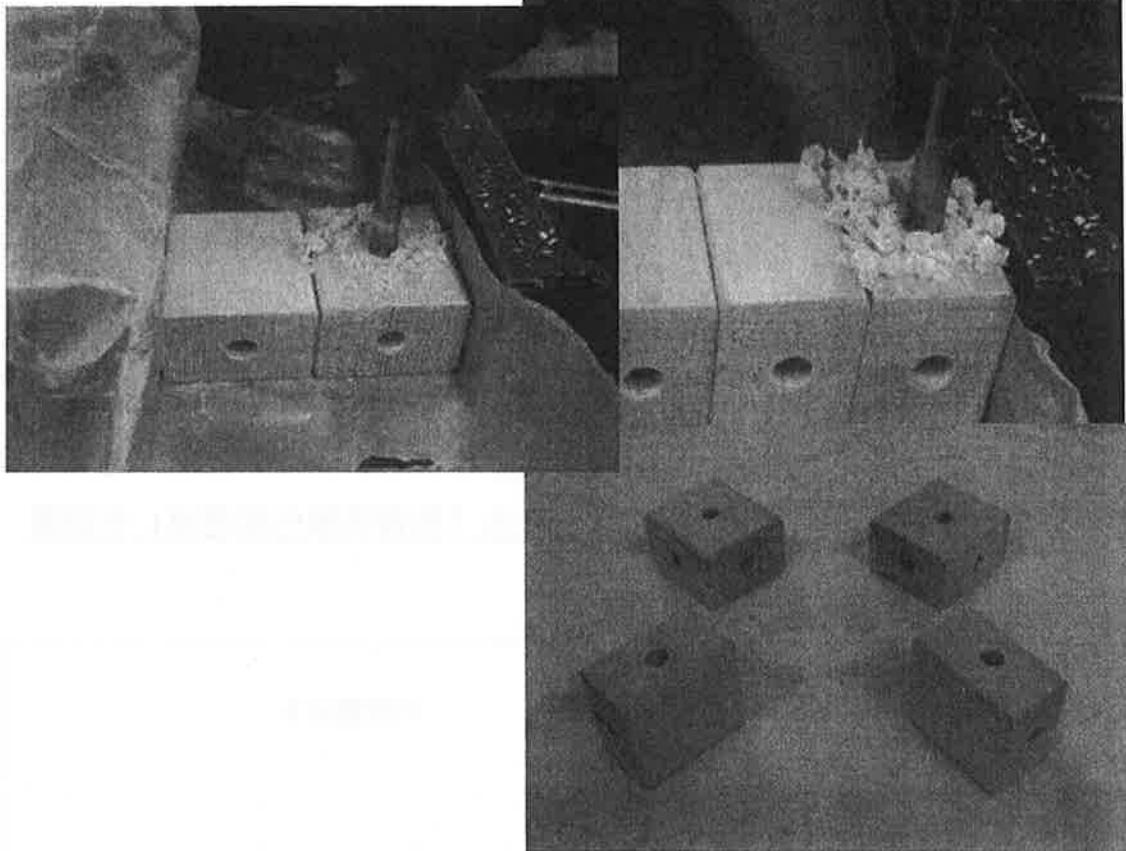
※貼り付き防止の粉末の拭き取りが必要です。

タキロンシーアイ株式会社  
シー・アイ・ノービ  
スカイエイト8防霧・0.1・TI・IG

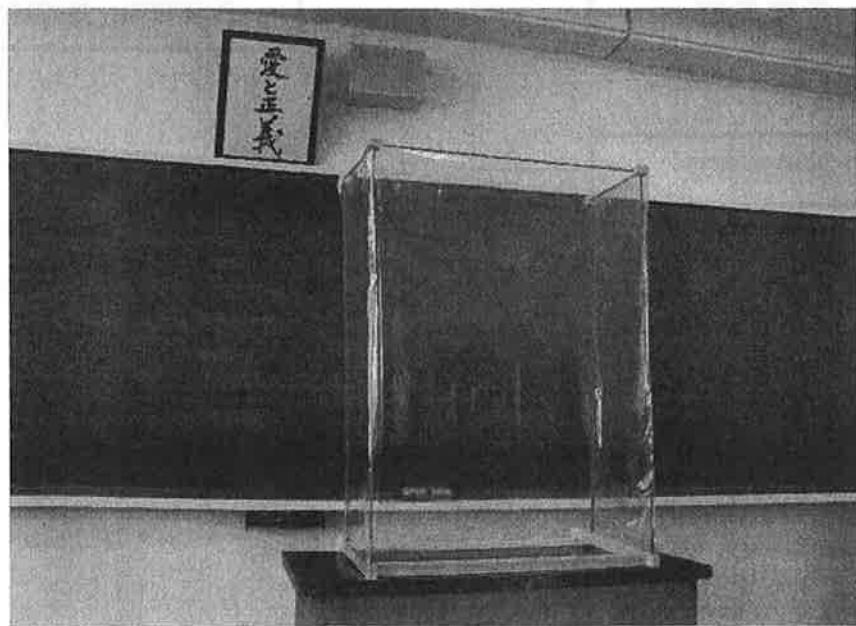
製品を使っています。  
無いときは同等品を使っています。  
厚みが0.1mm ¥48/10cm

## ジョイント加工 拡大写真

ボール盤加工写真



イメージ写真



- 「簡易フェイスシールドをつくってみよう」（動画コンテンツ）  
※ やまぐち総合教育支援サイト → 先生のページ → 学習指導支援情報  
「飛沫感染防止シールド台」を補完するものとして、フェイスシールドが有効である。  
県教委では、「簡易フェイスシールド」の作り方を紹介した動画コンテンツを作成したので、参考にしてほしい。

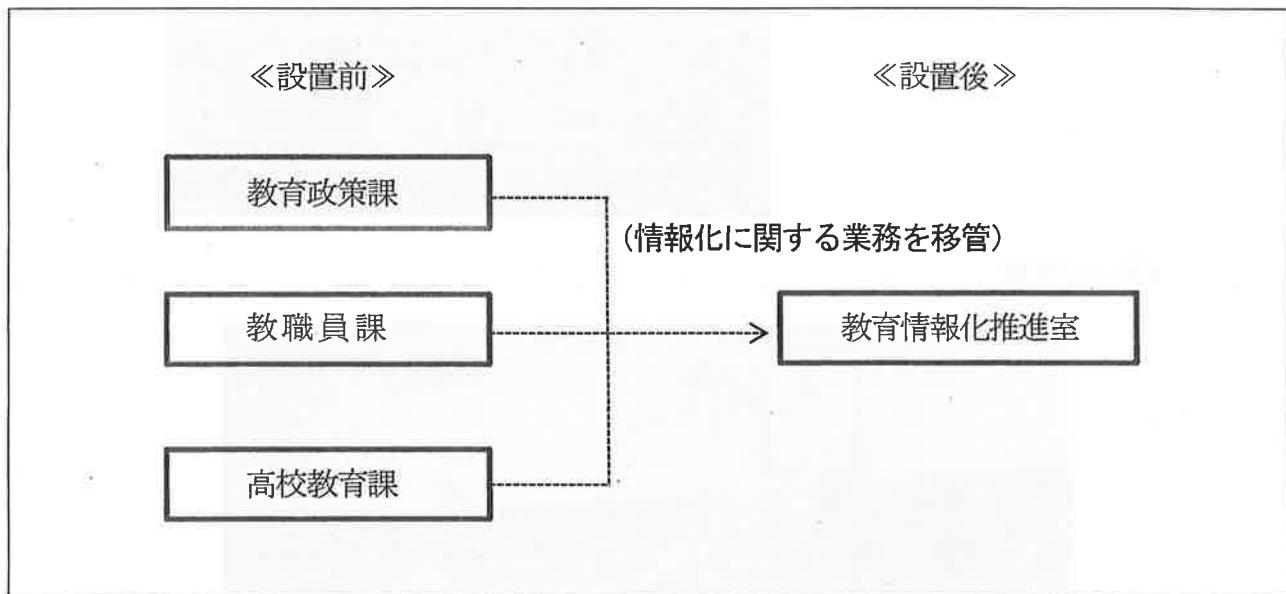
# 教育の情報化を推進する組織の設置について

## 1 基本的な考え方

県立学校等におけるオンライン学習等のICT教育の環境整備を加速するため、教育委員会内に県立学校等における情報化を総合的に推進する組織を設置する。

## 2 教育情報化推進室の設置

県立学校等における情報化を総合的に推進するため、これまで教育政策課、教職員課、高校教育課がそれぞれ行ってきた県立学校における一人一台パソコンの整備、県立学校ネットワーク整備、既存ネットワークの管理・運営等の業務を移管し、新たに教育情報化の核となる「教育情報化推進室」を設置する。



## 3 設置日

令和2年6月1日

## 県立社会教育施設の開館及び開館後の感染防止対策について

社会教育・文化財課

### 1 施設の開館について

- 国の専門家会議で示された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」や業種ごとに策定された感染予防ガイドライン※<sup>1</sup>等を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で、5月25日（月）※<sup>2</sup>から開館。

※1 図書館・文書館、博物館、青少年自然の家について、それぞれ、(公社)日本図書館協会、(公財)日本博物館協会、国立青少年教育振興機構がガイドラインを策定済

※2 図書館、博物館及び文書館については、月曜日が定例休館日のため、26日から開館

- 施設の開館に当たっては、原則として県外からの来場の自粛を呼びかける。
- 今後、県内で感染者が発生した場合は、感染状況に応じて関係機関等と十分協議の上、対応を判断。

### 2 開館後の感染防止対策

#### (1) 感染防止のための基本的な考え方

- 施設管理者は、施設の規模や構造、イベント（展示会、講座、研修等）の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、来館者及び職員等への感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずる。
- 特に、3つの密のある場面では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした場面の発生を防ぎ、自己への感染を回避するとともに、他者に感染させないようにするための措置を徹底する。

#### (2) リスク評価

- 施設管理者は、主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれについて、来館者や職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講ずる。

#### (3) 施設ごとの主な感染防止対策

##### ①図書館、文書館

###### 《利用者への依頼事項》※HPや案内板への表示、声掛け等

- ・マスクの着用、発熱・咳等の症状がある場合の利用自粛
- ・長時間滞在の自粛

###### 《施設側の感染防止対策》

- ・屋内換気の徹底
- ・アルコール消毒薬の設置
- ・各カウンターへのアクリル板の設置、順番待ちでの足跡マーク等の設置
- ・館内、機器、共有物（筆記用具、ルーペ、ヘッドフォン等）等の消毒
- ・入館者の人数制限
- ・閲覧席の座席数の制限、インターネット端末の利用制限

## ②博物館

《利用者への依頼事項》※HPや案内板への表示、声掛け等

- ・マスクの着用、発熱・咳等の症状がある場合の利用自粛

《施設側の感染防止対策》

- ・屋内換気の徹底
- ・アルコール消毒薬の設置
- ・カウンターへのアクリル板の設置、順番待ちでの足跡マーク等の設置
- ・館内、機器等の消毒
- ・入館者の人数制限
- ・接触を伴う体験型機器等の利用中止

## ③青少年自然の家（油谷、秋吉台、十種ヶ峰、由宇）

《利用者への依頼事項》※HPや案内板への表示、予約時の伝達等

- ・マスクの着用、発熱・咳等の症状がある場合の利用自粛
- ・事前予約の際の施設利用における注意事項等の伝達
- ・利用者の朝夕の検温、体調不良者の帰宅

《施設側の感染防止対策》

- ・屋内換気の徹底
- ・アルコール消毒薬の設置
- ・施設、機器等の消毒
- ・宿泊室や研修室の分散利用（人数制限）
- ・食堂や入浴の分散利用（人数制限や時間調整）

## ④埋蔵文化財センター

《利用者への依頼事項》※HPや案内板への表示、声掛け等

- ・マスクの着用、発熱・咳等の症状がある場合の利用自粛

《施設側の感染防止対策》

- ・屋内換気の徹底
- ・アルコール消毒薬の設置
- ・施設、機器等の消毒

＜参考：各施設の休館等の状況＞

	3/2	3/5	3/27	4/14	5/10	5/25・26
図書館	利用自粛*					
文書館						
博物館						
青少年自然の家						
埋蔵文化財C						

\* 高校生以下の利用自粛



